

佐賀県ファシリティマネジメント基本方針 ～佐賀県公共施設等総合管理計画～

平成27年10月

(令和2年4月一部改訂)

(令和4年3月改訂)

(令和5年4月一部改訂)

佐 賀 県

目次

はじめに	1
I 方針策定の趣旨	2
1. 目的.....	2
2. 対象とする財産.....	2
3. 本方針の位置付け	2
II 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
1. 公共施設等の現況	5
2. 人口の今後の見通し.....	11
3. 有形固定資産減価償却率の推移.....	12
4. 財政状況	13
5. 維持管理・更新等にかかる経費の見込み	14
(1) 維持管理・更新等に係る経費の見込み（10年間）	14
(2) 維持管理・更新等に係る経費の見込み（30年間）	15
III 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方	16
1. 現状や課題に関する基本認識	16
2. 取組の推進方向.....	17
(1) 一般財産	17
(2) インフラ	20
3. 全庁的な取組体制等.....	21
(1) 推進体制	21
(2) その他.....	21
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	22
(1) 点検・診断等の実施方針	22
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	22
(3) 安全対策の実施方針	22
(4) 耐震化の実施方針.....	23
(5) 長寿命化の実施方針	23
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	24
(7) 脱炭素化の推進方針.....	24
(8) 統合や廃止の実施方針.....	24
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	25
5. PDCA サイクルの推進方針	25

IV 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	26
1. 一般財産（庁舎等）	26
2. 一般財産（学校施設）	27
3. 一般財産（警察施設等）	29
4. 舗装.....	31
5. トンネル	32
6. 橋梁.....	33
7. 大型道路附属物.....	35
8. 河川.....	36
9. ダム.....	37
10. 海岸	39
11. 砂防.....	41
12. 治山.....	42
13. 農業用施設	44
14. 港湾	45
15. 漁港	47
16. 空港	49
17. 公園	51
18. 住宅.....	53

はじめに

本県においては、1970年代の高度経済成長期以降に建設された庁舎等の公共施設や道路等のインフラなどがこれから大量に更新の時期を迎えます。

一方、本県の人口は、昭和34年の約97万人をピークに増減を繰り返していましたが、平成9年以降は連続して減少しており、今後も減少することが見込まれているとともに、少子・高齢化などにより、人口構成が大きく変化し、県有施設の利用需要も変化していくものと予測されます。また、ユニバーサルデザイン化の推進による利便性の向上や、施設の脱炭素化等といった社会的なニーズへの対応が求められています。

他方、県の財政状況は、公債費が高い水準にあることや、社会保障関係経費の増加により、今後も厳しい状況が続くものと見込まれます。

このような県政を取り巻く環境の変化の中で、県有施設の長寿命化や維持管理の効率化による費用の縮減、県有財産の売却・有効活用による歳入確保等により、これまで以上の県有財産の効率的・効果的な活用が求められています。

これまでも、本県においては、未利用財産の売却等による総量縮減やエレベータ内広告等の有料広告による歳入確保等を行ってきましたが、より質の高い行政サービスを将来にわたり、持続的に提供していくため、平成27年に経営的な視点を重視するファシリティマネジメントの考え方を導入した佐賀県ファシリティマネジメント基本方針（佐賀県公共施設等総合管理計画）を作成しました。

今後は、この基本方針に沿って県有財産の総合的かつ長期的な管理を行うことで県民サービスのさらなる向上、財政負担の軽減・平準化を目指すこととします。

I 方針策定の趣旨

1. 目的

庁舎等の公共施設や道路等のインフラなどがこれから更新の時期を迎え、一方で、少子・高齢化などにより、人口構成が大きく変化し、県有施設の利用需要の変化や厳しい財政運営が見込まれることから、本方針に沿って県有財産の総合的かつ長期的な管理を行うことで県民サービスのさらなる向上、財政負担の軽減・平準化を目指すこととします。

2. 対象とする財産

県が保有する全ての土地や、建物、設備等のいわゆるハコモノ（一般財産）のほか、道路、橋梁等全てのインフラ及び公営企業財産とします。

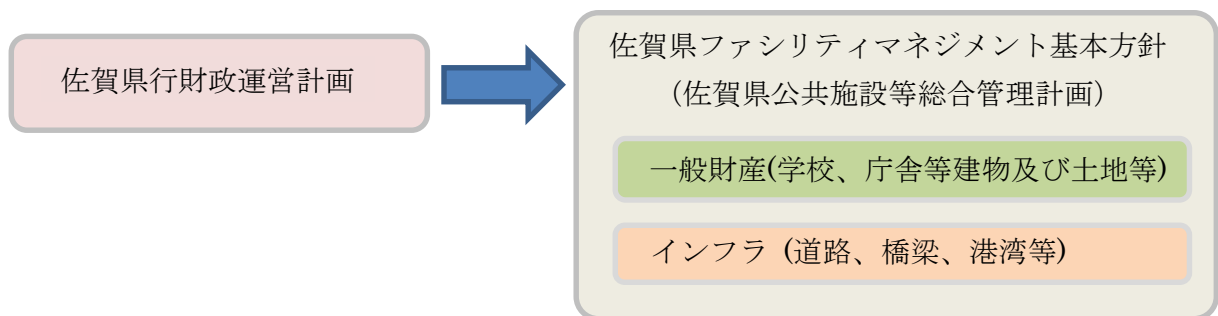
- 一般財産 : インフラを除く知事部局、教育庁、警察本部に関連する財産
- インフラ : 道路・橋梁などの土木構造物（県営住宅を含む。）
- 公営企業財産 : 工業用水道事業会計に係る施設等

3. 本方針の位置付け

本方針は、佐賀県行財政運営計画に掲げる県有財産の総合的かつ長期的な管理運営の取組を具体的に進めるためのものとし、平成 27（2015）年度から令和 6 年（2024）年度までの 10 年間を見据えた、基本的な考え方や取組項目を取りまとめたものと位置付けます。

また、国が策定したインフラ長寿命化基本計画において策定を求められている本県の長寿命化計画（行動計画）や、総務省から策定を求められている公共施設等総合管理計画を兼ねるものです。

（ファシリティマネジメント基本方針の位置付け）



(参 考)

☆ファシリティマネジメント (FM) とは

ファシリティマネジメントとは、資産（土地、建物、設備等）を経営資源ととらえ、総合的かつ長期的な視点に立ち、コストや利便性の最適化を図りながら、企画、管理、活用する経営管理方式です。

本県では、様々な課題に対し、資産を経営資源としてとらえ、将来にわたって県民に対する行政サービスの向上等を図るため、経営的な視点を重視するファシリティマネジメントを導入し、県有財産の総合的かつ長期的な管理運営を推進します。

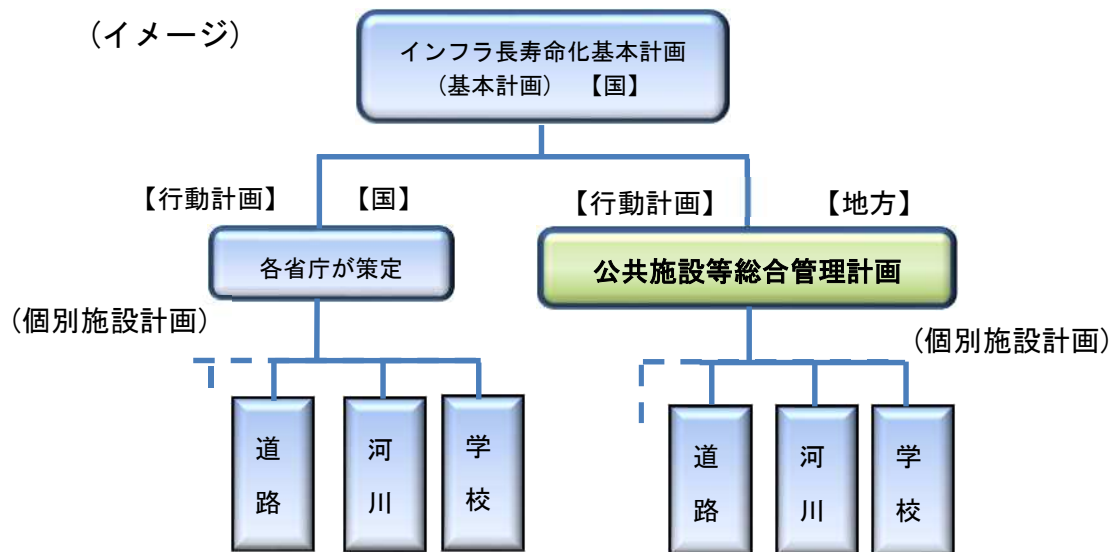
○期待される導入効果

- 県有財産の質・量の適正化、社会ニーズへの柔軟な対応の実現
 - ・ ・安全性に配慮した施設等の長寿命化の実現
 - ・ ・市町のまちづくりの視点に配慮した公共施設の配置
 - ・ ・県有財産の総量の適正化 ほか
- 保全等関連コストの削減・平準化（財政負担の軽減）
 - ・ ・施設の長寿命化によるライフサイクルコストの削減
 - ・ ・長期的視点に立った効果的な予算執行の実現（平準化） ほか

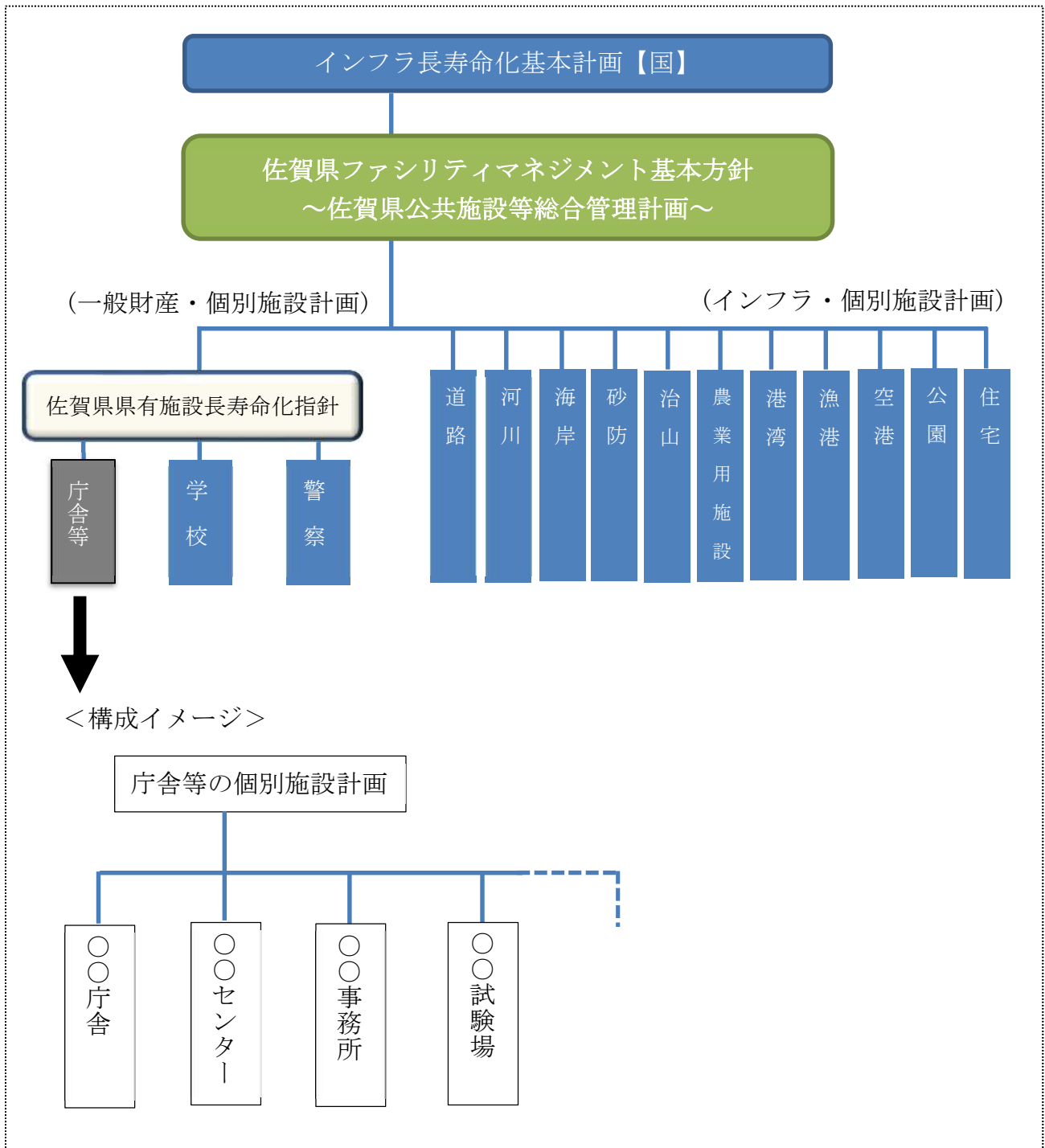
◆国からの公共施設等総合管理計画の策定要請

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう要請。

(平成 26 年 4 月 22 日総務大臣通知)



◆佐賀県ファシリティマネジメント基本方針の体系



Ⅱ 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設等の現況

(1) 一般財産

①保有状況

公有財産（令和2年度末現在）は、土地面積が約3,100万㎡、延床面積が約150万㎡と、大量の財産を保有しています。

延床面積を用途別にみると、学校施設が約35%、県営住宅は約28%を占めており、これらで全体の約63%を占めています。【表1】

表1 公有財産の状況

施設類型	区分		土地面積		延床面積	
			数量 (㎡)	割合 (%)	数量 (㎡)	割合 (%)
庁舎等	公用・公共用	庁舎等	3,911,268.47	12.6	225,541.91	15.1
		その他	18,471,480.88	59.7	1,670.57	0.1
		県営住宅	655,659.25	2.1	418,272.04	27.9
		公園	1,689,936.82	5.5	16,770.57	1.1
		その他	1,887,162.76	6.1	152,889.36	10.2
	その他	雑種財産	1,427,940.62	4.6	22,292.61	1.5
		宿舎、宿泊施設	16,630.69	0.1	10,704.14	0.7
	計		28,060,079.49	90.7	848,141.20	56.6
教育関係施設	公公用・	学校施設	2,582,370.32	8.3	521,321.24	34.8
		その他	396.32	0.0	6,184.48	0.4
	その他	雑種財産	18,892.27	0.1	700.91	0.0
		宿舎	4,065.82	0.0	2,106.05	0.1
	計		2,605,724.73	8.4	530,312.68	35.4
警察関係施設	公用	庁舎	179,508.41	0.6	83,001.08	5.5
		その他	3,940.16	0.0	896.38	0.1
	その他	雑種財産	6,152.62	0.0	1,235.06	0.1
		宿舎	76,367.19	0.2	34,536.58	2.3
	計		265,968.38	0.9	119,669.10	8.0
合計		30,931,772.60	100.0	1,498,122.98	100.0	

(出典：令和2年度佐賀県公有財産に関する調書)

②老朽化の状況

県有建築物を建築年別で見ると、築30年以上を経過するものが全体の約68%を占めています。【図1】また、建築物の延床面積の推移をみると、方針策定時の平成27年度から概ね1,500千㎡で推移しています。【図2】

図1 県有建築物の建築年別床面積の状況（令和2年度末現在）

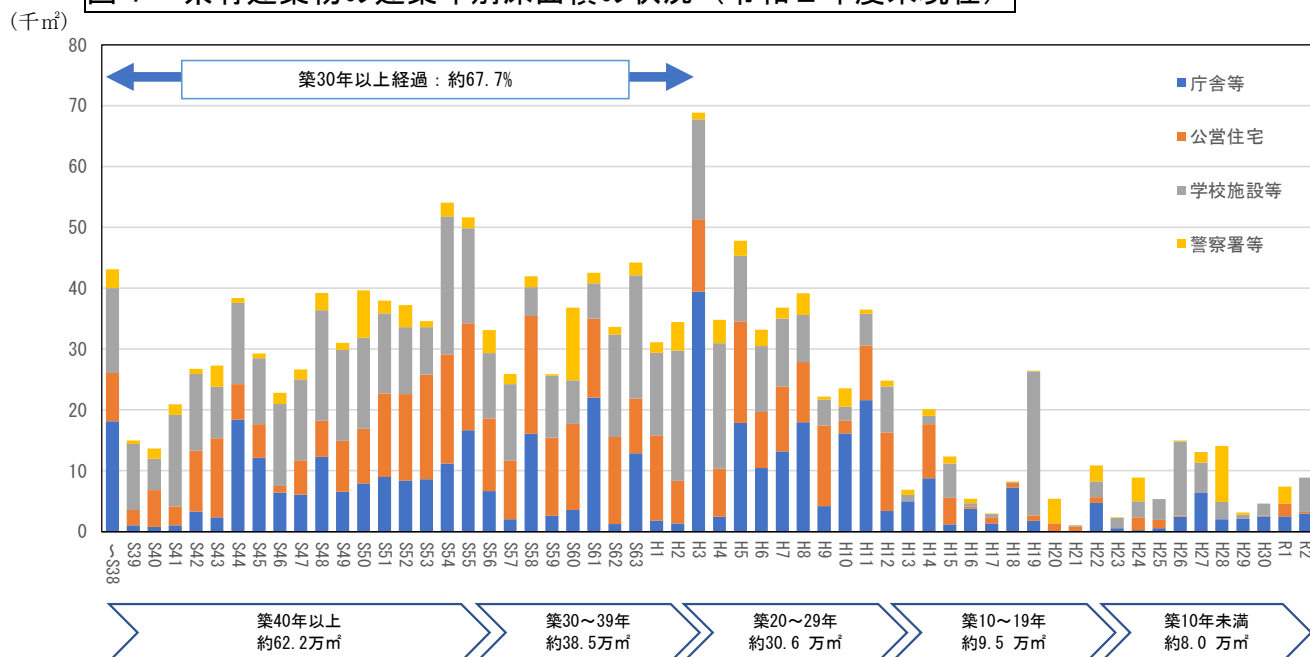
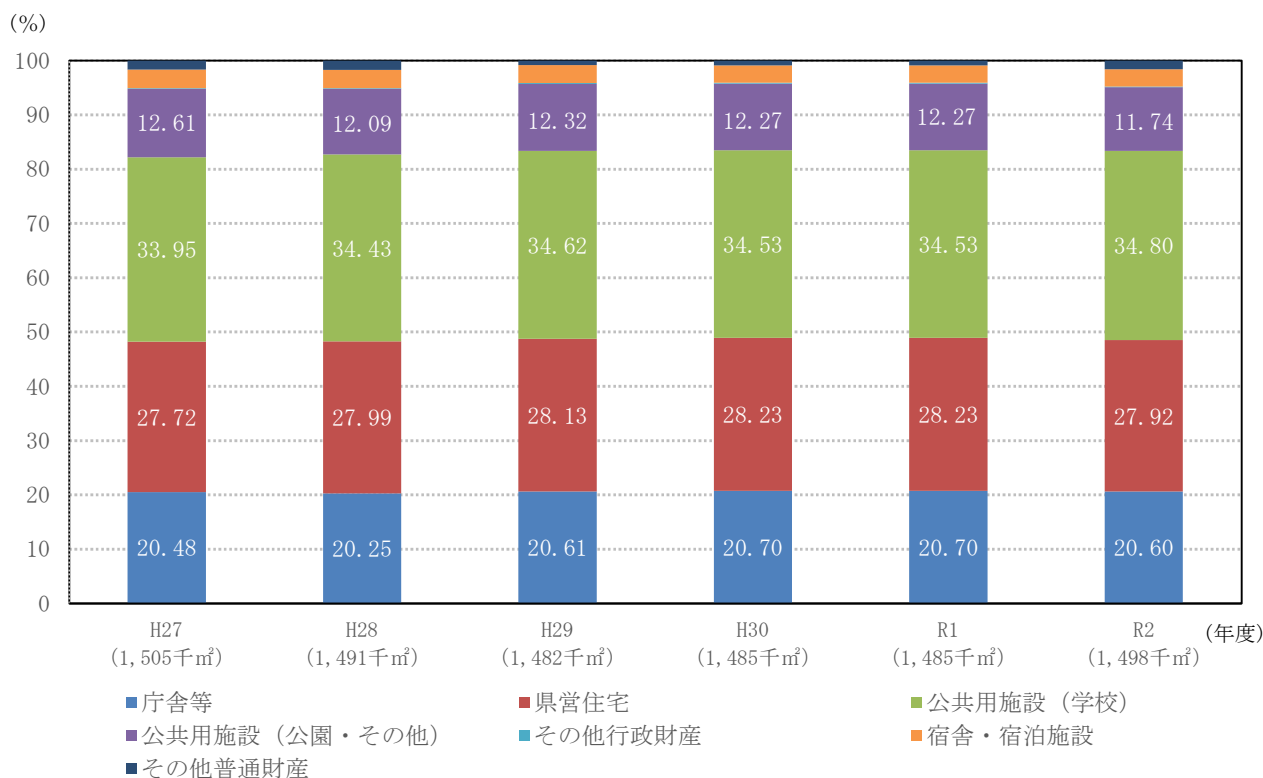


図2 県有建築物の延床面積の推移（平成27年度～令和2年度）



(2) 一般財産（交通安全施設）

①保有状況

県内に整備されている公安委員会が管理する標識や交通管制システム等の交通安全施設のうち、信号制御機の令和2年度末における保有量は、1,605基となります。【表2】

表2 主な交通安全施設

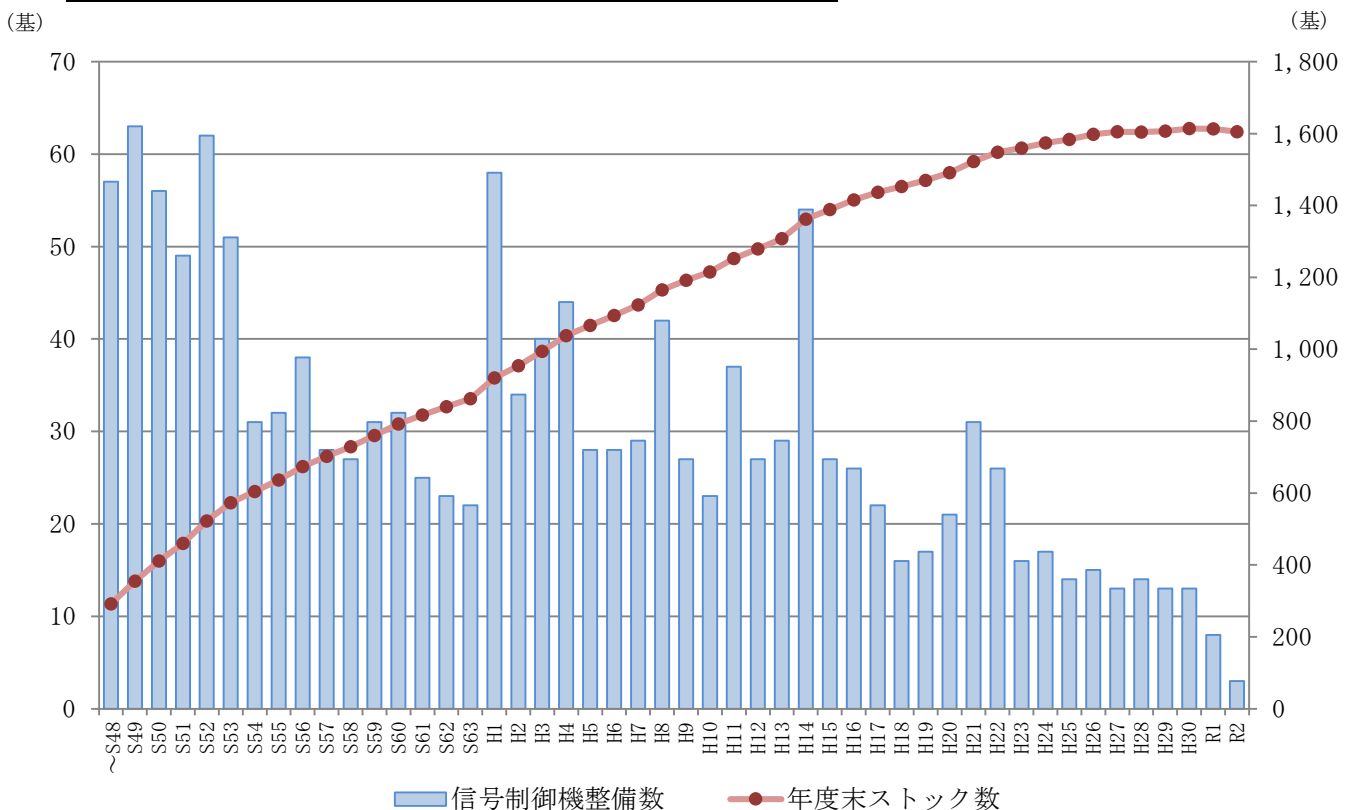
	保有量
信号制御機	1,605基
道路標識	約34,000本

②老朽化の状況

交通の安全と円滑を図る上で高い効果を発揮する交通安全施設は、経済成長と共に整備され、交通事故抑止に大きく寄与してきました。

これまでも、施設の更新整備を進めています。現在、更新基準を超えている施設も多くあり、今後、老朽化した施設の多くが更新時期を迎えます。【図3】

図3 交通安全施設(信号制御機)の整備年度別グラフ



(3) インフラ

①保有状況

本県が保有又は管理する道路、都市公園等のインフラの令和2年度末の状況は、橋梁は、橋長15m以上で740橋、橋長15m未満で2,428橋等となっています。【表3】

表3 インフラの保有状況

施設分野		保有量	
道路	舗装	延長 1,663km	
	トンネル	16本 総延長 7,677m	
	橋梁	橋長15m以上	740橋
		橋長15m未満	2,428橋
	大型道路附属物	横断歩道橋30橋、大型カルバート3基、門型施設16基	
河川	52排水機場（ポンプ設備）32水門		
ダム（河川管理施設）	13ダム（多目的10、治水3）		
海岸	4排水機場、49排水樋管		
砂防	砂防施設（砂防堰堤488基、床固・床止37基） 地すべり防止施設 （集水井 国土交通省所管195基、林野庁所管57基、農村振興局所管46基） 急傾斜地崩壊防止施設（法枠・擁壁259施設）		
治山	治山施設（治山ダム4,045基）		
農業用施設	8ダム（農業用6ダム、防災2ダム）		
港湾	9港（重要港湾2港、地方港湾7港）		
漁港	5港（第1種漁港1港、第2種漁港2港、第3種漁港2港）		
空港	1空港（滑走路長2,000m）		
公園	3公園（広域公園2箇所、総合公園1箇所） 2,260施設		
住宅	県営住宅67団地（6,578戸）		

②老朽化の状況

インフラは、1970年代の高度経済成長期以降に整備された多くの施設が、これから更新時期を迎えます。

例えば、道路橋梁については令和3年年3月末時点で、建設後50年を経過したものが、約26%ですが、10年後には約46%、20年後には約63%とその割合は、急速に増加していきます。【表4】

表4 インフラの老朽化の状況

(建築後50年を経過するインフラの割合)

		保有量			
		R3年3月末	R13年3月末 (10年後)	R23年3月末 (20年後)	R33年3月末 (30年後)
道路	トンネル	0%	13%	38%	69%
	橋梁	26%	46%	63%	79%
	大型道路 附属物	12%	43%	51%	96%
河川	ポンプ	2%	6%	44%	90%
	水門	6%	34%	63%	91%
	ダム	8%	31%	54%	62%
海岸	ポンプ	0%	0%	50%	100%
	排水樋管	22%	49%	65%	78%
砂防		41%	60%	72%	85%
治山		24%	47%	68%	83%
農業用施設		13%	25%	75%	100%
港湾		18%	33%	52%	76%
漁港		5%	24%	57%	87%
空港		0%	0%	0%	100%
公園		10%	14%	15%	50%
住宅		20%	50%	78%	96%

(4) 公営企業財産

①保有状況

本県が保有又は管理する公営企業財産の令和2年度末の状況は、土地面積が76,659.14 m²、延床面積1,715.82 m²となっています。【表5】

表5 公営企業財産の保有状況

区分：東部工業用水道事業

土地区分	筆数（筆）	公募面積（m ² ）	備考
浄水場	28	25,401.00	
増圧ポンプ場	7	5,037.93	
排水地場	15	25,061.44	
調圧槽場	2	966.00	
管路敷場	273	10,508.77	
汚泥処分場	6	8,318.00	
導水場	2	1,366.00	
計	333	76,659.14	

保有建築物	筆数（筆）	公募面積（m ² ）	備考
管理本館	1	713.24	
排水ポンプ室	1	415.33	
車庫及び倉庫	2	177.39	車庫：73m ² 倉庫：104.39m ²
職員宿舎	1	54.66	
増圧ポンプ場	2	355.20	
計	7	1,715.82	

②老朽化の状況

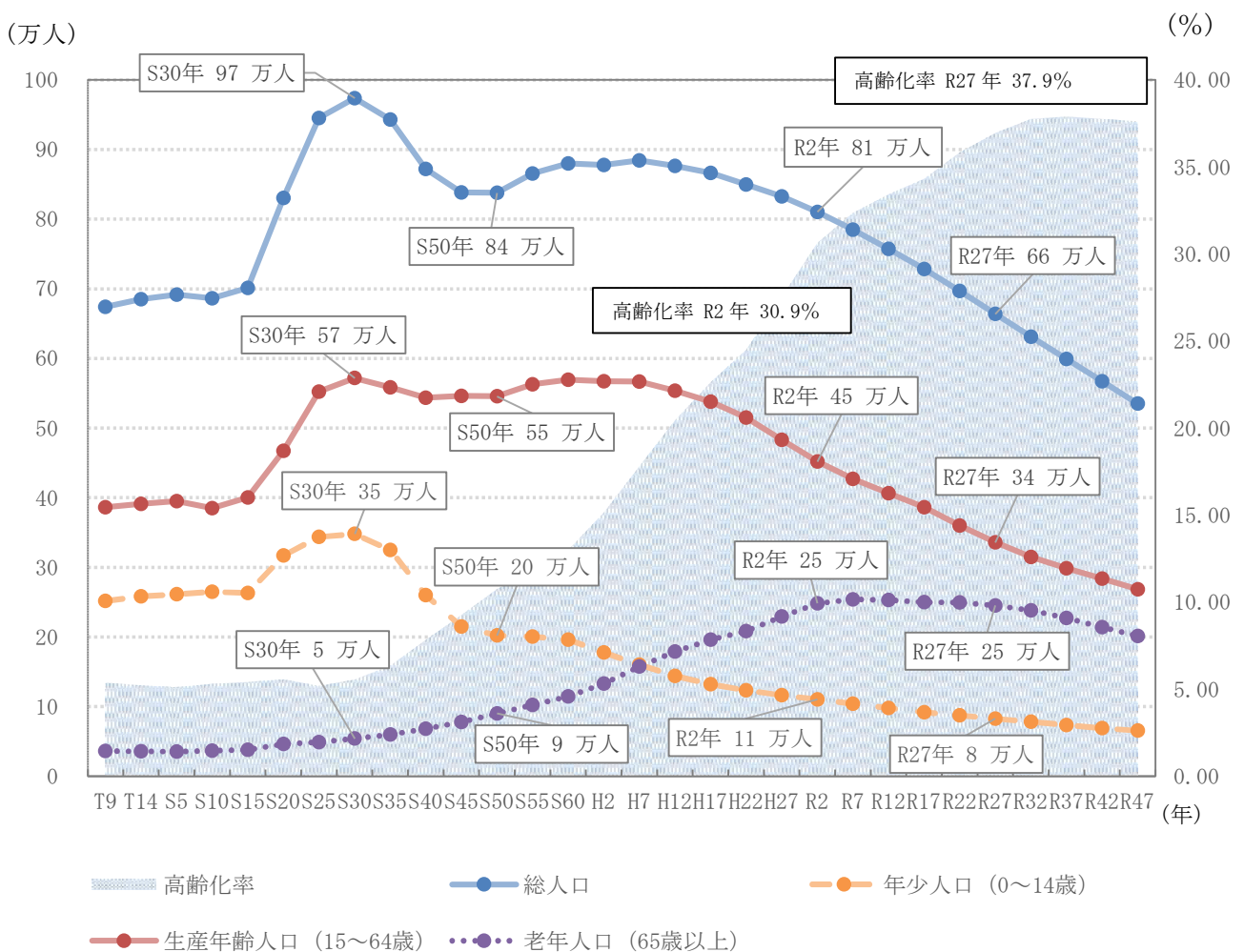
公営企業財産（東部工業用水道局）は、第1期工事（昭和37年度～昭和40年度）、第2期工事（昭和45年度～昭和51年度）と計画的に整備を行ったことから、既に更新時期を迎えた施設も多く、現在、施設改修計画を策定し、計画的な整備を行っています。

2. 人口の今後の見通し

本県の総人口は、令和2年（2020年）の約81万人から25年後にあたる令和27年（2045年）には、約66万人（▲18.5%）まで減少することが推計されています。年代別で見ると、年少人口及び生産年齢人口は、それぞれ約3万人（▲27.2%）、約11万人（▲24.4%）減少する一方、高齢人口においては特に変化はなく、更なる少子高齢化が進むことが予測されています。【図4】

そのため、これら人口構成の変化に伴う施設需要の変化に対応した施設の機能やあり方の見直しが必要となります。

図4 本県の人口推移（全体及び年齢3区分）



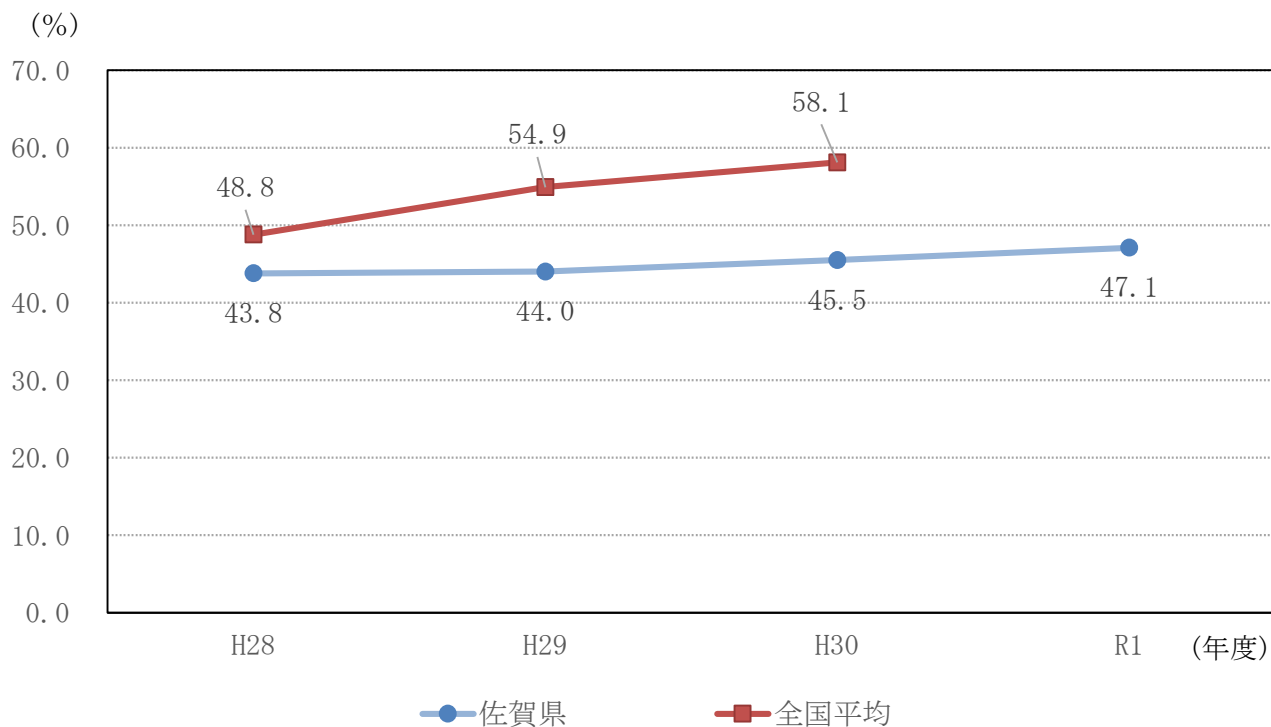
資料：「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等（令和元年6月版）」

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局より提供

3. 有形固定資産減価償却率の推移

公共施設等（普通会計）の有形固定資産減価償却率について、平成30年度は45.5%となっており、全国平均（58.1%）を12.6ポイント下回っています。【図5】

図5 有形固定資産減価償却率の推移



※注：有形固定資産減価償却率は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標。ただし、施設の状態を踏まえていないことや長寿命化の取組の成果を精緻に反映したものでないことから、償却率の高低が直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要。

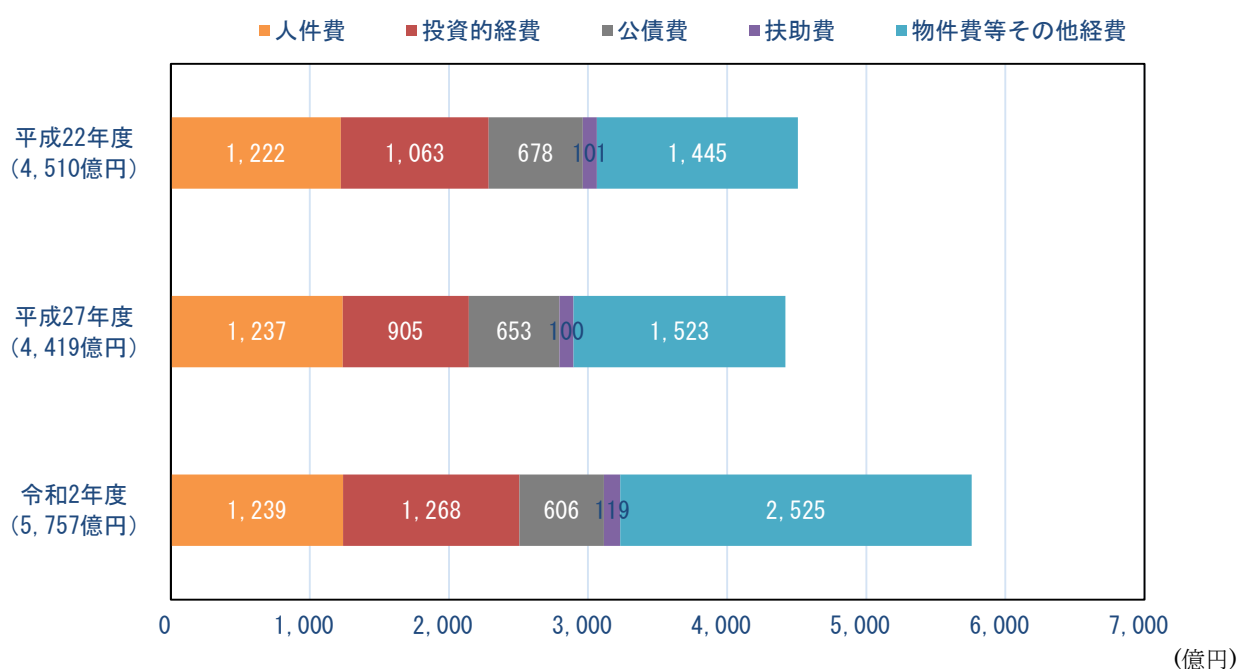
<有形固定資産減価償却率の算定式>

有形固定資産減価償却率 = 減価償却累計額（土地・立木竹以外）÷ 取得価格

4. 財政状況

本県では、これまで事業の不断の見直しなどによる歳出削減や県有地の売却等による歳入確保の取組を実施してきましたが、引き続き公債費が高い水準にあることや、社会保障関係経費の増加から、今後も収支不足が発生し、厳しい財政運営となることが見込まれます。【図6、表6】

図6 普通会計決算額の推移



※各項目の計数は、四捨五入したものであるため、その内訳は合計と一致しない場合がある

表6 今後の財政収支見通し

(億円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
【収支改善対策前】 収支不足額 (A)	△8	△108	△77	△58
収支改善対策 (B)	23	76	64	58
【収支改善対策後】 収支不足額 (C=A+B)	15	△32	△13	0
【収支改善対策後】 財源調整基金残高 ※平成30年度末残高：160億円	175	143	130	130

(出典：佐賀県行財政運営計画 2019)

5. 維持管理・更新等にかかる経費の見込み

令和2年度末現在の公共施設等を全て保有し続け、長寿命化対策（予防保全型）を行った場合と耐用年数経過時に単純更新（事後保全型）を行った場合について、令和3年度を起点として、10年間と30年間の経費の見込みを試算するとともに、長寿命化対策の効果額を算出しました。

なお、試算に当たっては、個々の施設の老朽化度合いや今後の物価変動などを見込んでいないため、実際の施設等の使用状況や劣化状況などにより実際の経費とは異なる可能性があります。

(1) 維持管理・更新等に係る経費の見込み（10年間）

長寿命化対策を行った場合の総額は約1,772億円であり、一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額は約5,060億円となり、長寿命化対策を行った場合の効果額は総額で約3,288億円が見込まれます。【表7】

表7 維持管理・更新等に係る経費の見込み（10年間）

(億円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費(過去3年平均)
普通会計	建築物(a)	69	529	212	811	1,979	△ 1,168	64
	インフラ施設(b)	549	125	287	961	3,081	△ 2,120	95
合計(a+b)		619	654	499	1,772	5,060	△ 3,288	158

※財源の見込みについては、交付税措置のある地方債を最大限活用する。

【参考】公営事業会計を含んだ場合

(億円)

		長寿命化対策を実施した場合(④)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)
普通会計	建築物(a)	811	1,979	△ 1,168
	インフラ施設(b)	961	3,081	△ 2,120
	計(a+b)	1,772	5,060	△ 3,288
公営事業会計	建築物(c)	0.37	0.40	△ 0.03
	インフラ施設(d)	27	28	△ 2
	計(c+d)	27	29	△ 2
建築物計(a+c)		811	1,979	△ 1,168.1
インフラ施設計(b+d)		988	3,110	△ 2,121.9
合計(a+b+c+d)		1,799	5,089	△ 3,290.0

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

(2) 維持管理・更新等に係る経費の見込み(30年間)

長寿命化対策を行った場合の総額は約 6,305 億円であり、一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額は約 13,003 億円となり、長寿命化対策を行った場合の効果額は総額で約 6,698 億円が見込まれます。【表 8】

表 8 維持管理・更新等に係る経費の見込み(30年間)

		(億円)					
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)
普通会計	建築物(a)	208	1,434	1,573	3,215	4,537	△ 1,322
	インフラ施設(b)	1,607	425	1,058	3,090	8,466	△ 5,375
合計(a+b)		1,814	1,859	2,631	6,305	13,003	△ 6,698

【参考】公営事業会計を含んだ場合

		(億円)		
		長寿命化対策を実施した場合(④)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)
普通会計	建築物(a)	3,215	4,537	△ 1,322
	インフラ施設(b)	3,090	8,466	△ 5,375
	計(a+b)	6,305	13,003	△ 6,698
公営事業会計	建築物(c)	1.87	2.00	△ 0.13
	インフラ施設(d)	110	118	△ 8
	計(c+d)	112	120	△ 8
建築物計(a+c)		3,216	4,539	△ 1,322
インフラ施設計(b+d)		3,200	8,583	△ 5,383
合計(a+b+c+d)		6,417	13,122	△ 6,706

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

Ⅲ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

1. 現状や課題に関する基本認識

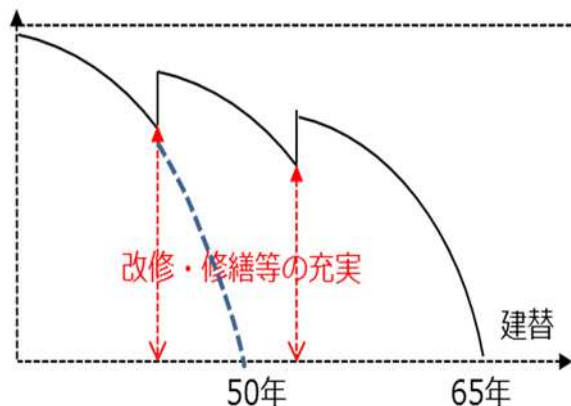
本県においては、今後予測される人口減少・少子高齢化社会(施設需要の変化)の到来や厳しい財政状況、国土強靱化(防災・減災)、老朽化対策への対応やまちづくりの担い手の多様化(公民連携)など、県政を取り巻く環境は変化しており、県有財産のより効率的・効果的な活用が求められています。

そこで、これらの現状を踏まえ、10年先の将来の佐賀県の姿を見据え、施設を賢く使い、また、活かすため、それぞれの施設にあった適正な維持管理や長寿命化を図るとともに、量・質・コストの適正化(既存ストックの有効活用)を図り、質の高い行政サービスを将来にわたり持続的に提供し、経営的な視点に基づいた県有財産の総合的かつ長期的な管理・活用を図ります。

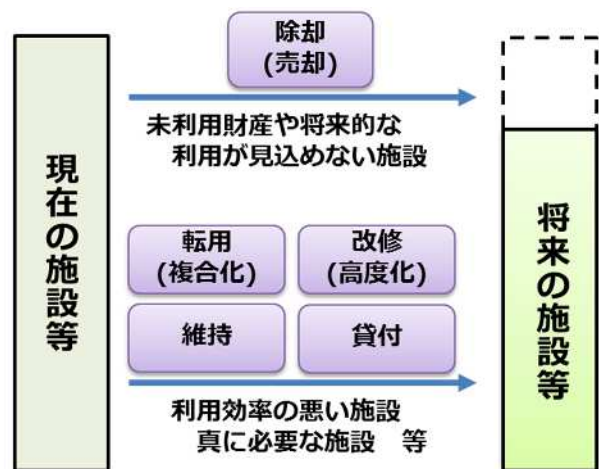
☆賢くつかう(いかす)イメージ

つかう	施設の適正な維持管理と長寿命化 ➢施設の長寿命化、財政負担の軽減・平準化 ➢メンテナンスサイクルの構築、予防保全型の維持管理
いかす	量・質・コストの適正化(既存ストックの有効活用) ➢除却(売却)、間引き、転用、複合化(高度化) ➢効率的利活用(民間活力)、歳入確保

◆施設の適正な維持管理と長寿命化イメージ



◆量・質・コストの適正化(既存ストックの有効活用)イメージ



2. 取組の推進方向

(1) 一般財産

取組の推進にあたっては、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図るのはもちろんのこと、一般財産の課題を踏まえ、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、総合的かつ長期的な視点に基づき、一般財産の量・質・コストの最適化と県民サービスの向上及び施設の長寿命化と財政負担の軽減・平準化の実現など、県有財産の総合的な管理を図ることとします。

本方針を推進するにあたって、次の項目を基本的な方向性として掲げ、具体的な取組を行います。

①計画的保全(施設の長寿命化)

点検や劣化診断等に基づいた予防保全を推進し、施設の質(安全性、要求性能)を維持・向上させながら、施設を長期的に使用することにより、中長期的な観点から財政負担の軽減を図るとともに、計画的な予防保全を実施し、財政負担における年度間の平準化を図ります。

②保有総量の適正化

未利用財産や将来的な利用が見込めない財産の積極的な売却を進めるとともに、既存施設の見直し、集約化等に努めることにより、県有財産のスリム化を進め、歳入確保および財産保有にかかるコストの縮減を図ります。

③効率的利活用の推進

施設等のあり方の見直しや執務スペースの標準化、設備の新技术の導入の検討等を行い、日常的な管理コスト、業務量の縮減を図るとともに、既存施設等の更なる有効活用(共同利用、貸付等)を実施し、県有施設の効率的利活用を推進します。

【参考（これまでの取組実績）】

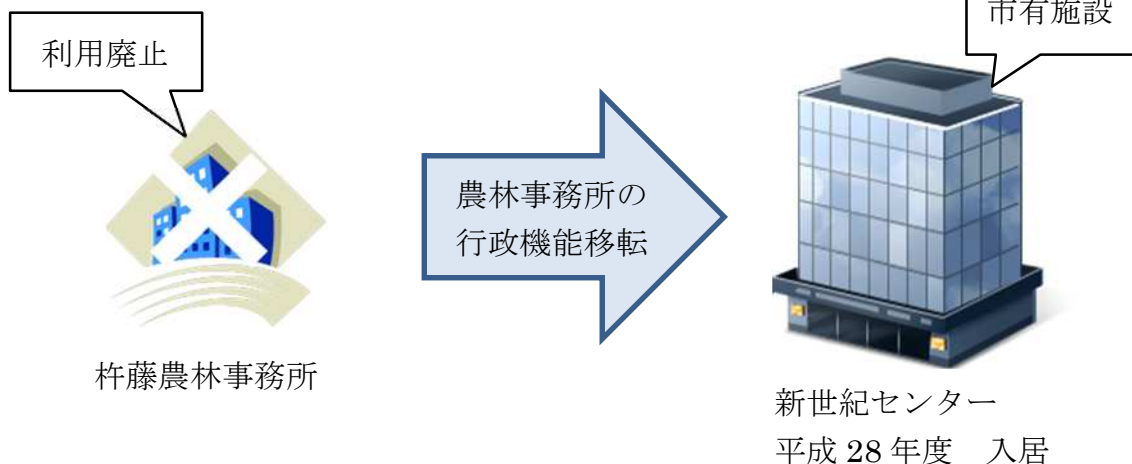
（１）保有総量の適正化

- 全ての施設の利用状況を見ながら、利用効率の悪い施設(低利用施設)で引き続きその機能の存続が必要なものについては、市町のまちづくりの視点に配慮しながら市町の施設への機能移転や、民間の活力も導入しながら、施設の複合化、集約化等により、必要な機能を維持しつつ、総量の適正化を図ることとします。
- 未利用財産については、積極的な売却を図るとともに、民間活力の活用や定期借地権付き物件としての貸付の実施等、新たな活用法に関する検討を行います。
- なお、教育施設、警察施設については、それぞれの個別施設計画に基づき、施設の適正配置を図ります。

☆保有総量の適正化

【市町のまちづくりの視点に配慮した取組】

鹿島市が新設する新世紀センターへ県の行政機能を移転



耐震基準を満たさず、老朽化した杵藤農林事務所の行政機能を、鹿島市が建設する新世紀センター内に移転することで、鹿島市のまちづくりへの貢献、県と市との連携強化につなげるとともに、ライフサイクルコストの縮減を図りました。

(2) 効率的利活用の推進

① 共用打合せスペースの整備

県庁舎地下1階にあった職員食堂がテナント撤退により閉店したことを機に、オープンスペース「SAGA CHIKA」としてリノベーションを実施。食堂機能はそのままに来客対応や打合せ、さらにはイベントも行える、県民憩いの場へと再整備しました。

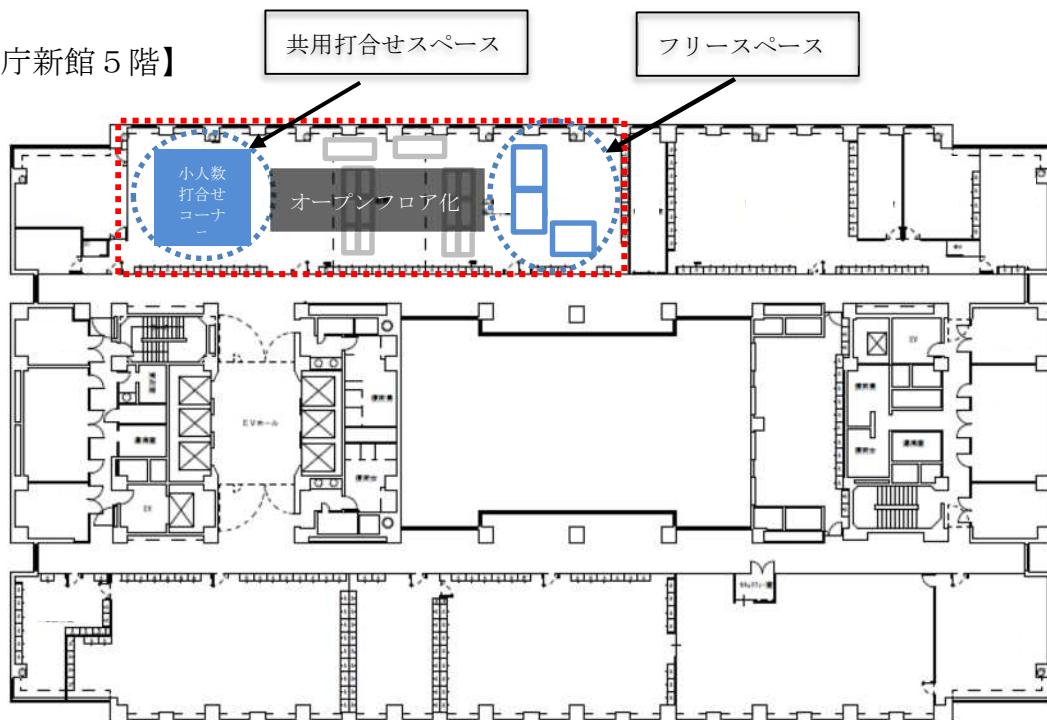
【県庁舎地下1階「SAGA CHIKA」】



② オープンフロア化への整備

業務効率の向上のために執務室スペースの間仕切りを無くすとともに、職員の個人専用デスクを設置せず、自由に席を選んで働くフリースペースや共用の打合せスペースを整備しています。

【県庁新館5階】



(2) インフラ

人口減少や厳しい財政状況の中においても、人やモノの交流が拡大しながら地域や産業が活性化し、快適で活力のある“さが”づくりのため、また、災害が頻発化・激甚化している状況からも、県民が安全・安心に暮らせる強靱な県土の実現のためには、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化を推進しながら、真に必要なインフラの整備を着実に進めていく必要があります。

既存のインフラについては、個別施設毎の具体的な維持管理・更新等についての対応方針を定めた長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、計画的・持続的に老朽化対策を実施することにより、インフラを大切に長く使用して、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減と平準化を図り、次のような取組を行っていきます。

①施設毎のメンテナンスサイクルの構築

点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するメンテナンスサイクルの構築を図ることで、施設の安全・安心を持続的に確保するとともに、効果的・効率的な維持管理を目指します。

②予防保全型の維持管理の導入

施設毎の特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無やその兆候を確認または予想して、異常が発生する前に、損傷が軽微な段階で補修等を実施することで性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入することにより、施設の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を目指します。

3. 全庁的な取組体制等

(1) 推進体制

これまで各部局、各財産管理者がそれぞれ管理する財産及び予算の範囲内で修理等の実施を判断していることから、県有施設全体の状況を俯瞰した判断ができないため、施設間で修理等の状況に格差が生じるなど様々な課題が見受けられます。

このため、部局横断的な視点（横串）による新たなマネジメント体制の検討が必要となります。

○ FM 担当組織の検討

各財産管理者が財産を管理する体制から、横断的な担当部署によるマネジメント体制を構築することで、保有総量の最適化、計画的保全を図ります。

○ FM 推進 WG の設置

一般財産については、県有財産の有効活用に関する必要な協議、進捗管理（フォローアップ）を実施するため、庁内に「佐賀県ファシリティマネジメント推進ワーキンググループ」を設置し、財全庁的なファシリティマネジメントの推進体制を整備します。

○ 研修等の充実

取組を推進させるために職員を対象とした研修等の充実を図ります。

(2) その他

①未利用財産の利活用・売却等のプロセス

用途廃止した未利用財産の利活用については、より政策的な判断が求められる場合があり、その検討手続きについては、慎重に進めていくことが必要であるため、「未利用財産の利活用検討の進め方について」（平成 25 年 11 月策定、令和元年 12 月改正）に従い、検討を行っていきます。

②資産情報の一元化（固定資産台帳の整備）

新地方公会計制度の整備と併せて固定資産台帳の整備を行い、施設等に関する取得年月等の基本情報や利用状況等に関する情報の一元化を図り、広く公開することで、民間活力を含めた利活用を検討します。

③国や市町との連携

国、市町との間で財産に関する情報を共有するとともに、まちづくりの視点も踏まえ、連携しながら有効活用を図ります。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

ここでは、一般施設とインフラごとに共通する内容について記載するものとし、詳細な内容は「4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」において記載します。

(1) 点検・診断等の実施方針

(一般財産)

日常点検や定期点検など適切な管理により、施設の機能・性能の劣化の有無や兆候を把握し、計画的に処置を行うことにより、故障や不具合などの防止につなげます。

(インフラ)

施設毎に定められた基準等に基づいて点検・診断を行い、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの点検・診断等により得られた施設の状況や実施した対策の内容を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(一般財産)

施設を予防保全型維持管理施設と事後保全型維持管理施設に分類し、予防保全型維持管理施設については、個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、必要な機能や性能を維持する工事を適宜行います。

(インフラ)

現有施設の日常的な維持管理を継続しながら、予防保全型維持管理を基本とした長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、計画的かつ効果的な修繕を実施し、施設の延命化と機能確保を図っていきます。

また、施設の性能を著しく低下させるような損傷を確認した場合などにおいては、利用環境や立地環境、ライフサイクルコスト（LCC）の観点から総合的に判断し、施設の更新等を検討します。

(3) 安全対策の実施方針

(一般財産)

点検・診断等を実施し、常に施設の状況把握に努めることで、施設の異常個所の早期発見、予防保全に努めます。また、その情報の蓄積を図りながら保全計画等に活用するとともに、点検・診断等において高度な危険性が認められた施設や老朽化等によ

り供用を廃止し、今後とも利用見込みのない施設等については、使用を中止のうえ、解体等必要な対策を講じます。

(インフラ)

点検・診断等により危険性が認められる施設については、直ちに立ち入り禁止や危険の周知を行う等、安全対策の措置を講じ、対策（修繕、更新等）を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

(一般財産)

既施設の耐震化については実施済であります。新たな施設において必要がある場合は耐震要求性能を満たすよう対策を講じていきます。

(インフラ)

災害時の緊急輸送路となる道路等必要性がある施設については、維持管理・修繕・更新等の機会に耐震化を行います。

(5) 長寿命化の実施方針

(一般財産)

安全性等を含む施設の運営に重大な支障をきたすことのないよう、予防保全等計画的な保全を実現するため、個別施設計画に基づき、施設の長寿命化を実現するとともに施設の性能を維持しつつ、中長期的な観点から維持管理コスト等の縮減・平準化を図ります。

(インフラ)

対象施設のうち、以下に該当する施設以外については、予防保全型維持管理を基本とした長寿命化計画（個別施設計画）に基づき各施設の維持管理を行います。

- 河川・海岸の護岸や堤防等、経年による老朽化より、災害や事故による影響を受ける施設については、日常の巡視・点検や、地震・出水時等の臨時点検によって状態を把握して事後保全型の管理を行います。
- 施設の規模が小さいものは、予防保全型の維持管理によるコスト縮減効果が少なく、結果として予防保全型維持管理を行うことが効率的とはいえないケースがあることから、各管理者で経済性・効率性の観点から予防保全型維持管理・事後保全型維持管理の判断を行います。

- 主として精密機械や消耗部材から構成されている施設は、経年による老朽化より、技術開発の進化に伴う機器の陳腐化や部材の消耗が問題となるため、基本的に事後保全型の管理を行います。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

(一般財産)

障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(インフラ)

環境への配慮や災害及び少子高齢化等の社会環境の変化に対応した性能の確保に加えて、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7) 脱炭素化の推進方針

(一般財産)

「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」を踏まえ、施設の改修及び更新に際しては、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や、建物の高断熱化、照明のLED化等による施設の省エネルギー化を推進します。

(インフラ)

施設の改修・更新時における再生可能エネルギー設備の導入検討、照明灯のLED化等により、施設の省エネルギー化を図ります。

(8) 統合や廃止の実施方針

(一般財産)

施設等の機能のあり方を見直し、県民サービスの向上を図るとともに、機能の集約化等によって創出された余裕スペース等における有効活用(市町・民間との貸付等)の検討を行います。

(インフラ)

人口減少に伴い、防災施設については保全対象が、利活用施設については利用者が減少することが考えられるため、統合や廃止について以下のとおり検討します。

防災に関する施設は各々の地域において、地形や環境に応じた防災機能を果たしており、施設の統合や、代替施設無しでの廃止は考えられません。

ただし、人口減少に伴い保全対象が消滅した施設については老朽化が進んだ時点で、補修や更新を行わず廃止（除却）することを検討します。

利活用に関する施設については、施設の老朽化の度合いや利用状況から判断し、利用が少ない施設については、施設が健全な場合は他目的施設への転用等有効活用を図ること、施設が老朽化している場合は補修や更新を行わず廃止（除却）することを検討します。

（９）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

（一般財産）

国、市町との間で財産に関する情報を共有するとともに、まちづくりの視点も踏まえ、連携しながら有効活用を図ります。

（インフラ）

適切な維持管理・更新を行うためには、管理者が基準や法令を正しく理解し、実行する必要があります。

また新技術の導入等も行い、効率化や高度化を図ることも求められることから、市町に対してインフラメンテナンス国民会議への参画を促しながら、新技術や先進的な取り組みなどの情報収集に努め、県内市町等との情報共有を図っていきます。

5. PDCA サイクルの推進方針

本方針に基づく取組を推進するための体制を整備するとともに、個別施設計画に基づいた予防保全型維持管理の取組の進捗管理や効果の検証等を行うことで、いわゆるPDCA サイクルによる継続的な取組を行っていきます。また、必要に応じて計画等を適宜見直していきます。

IV 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 一般財産（庁舎等）

（1）現状や課題に関する基本認識

令和2年3月末現在で、個別施設計画の対象施設（建物）のうち、建設後50年以上を経過した割合は12.7%と1割強となっていますが、このまま推移すると10年後には約4割（41.8%）に達し、20年後には5割以上（57.5%）となり、急速な老朽化が見込まれます。そのため、全庁横断的に点検・劣化状況等調査などを適宜行い、劣化状況等の把握に努める必要があります。

（2）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・定期（法定）点検については、消防設備、昇降機及び受変電設備等を専門業者へ委託する等の方法から適切に実施します。
- ・日常点検については、点検マニュアルや点検チェックシートを用いて適切に実施します。

②維持管理・更新等の実施方針

- ・今後も維持すべき施設は、点検・劣化状況調査及び修繕・改修の履歴等を基に適切なメンテナンスサイクルを構築し、長寿命化を図ります。

③安全対策の実施方針

- ・点検・診断等を実施し、常に施設の状況把握に努めることで、施設の異常個所の早期発見、予防保全に努めるとともに、その情報の蓄積を図りながら保全計画等に活用し、点検・診断等にて高度な危険性が認められた施設や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない施設等については、使用を中止のうえ、解体等必要な対策を講じます。

④耐震化の実施方針

- ・既施設の耐震化については実施済みですが、新たな施設において必要がある場合は耐震要求性能を満たすよう対策を講じます。

⑤長寿命化の実施方針

- ・知事部局個別施設計画に基づき、更新、補修等を計画的に実施します。

- ・日常点検や定期点検など適切な管理により、施設の機能・性能の劣化の有無や兆候を把握し、計画的に処置を行います。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や、建物の高断熱化、照明のLED化等による施設の省エネルギー化を推進します。

⑧統合や廃止の実施方針

- ・未利用財産や将来的な利用が見込めない財産の積極的な売却を進めるとともに、既存施設の見直し、集約化等に努めることにより、県有財産のスリム化を図ります。

⑨総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・計画的な管理を行うため、PDCAサイクルを繰り返し行います。

2. 一般財産（学校施設）

（1）現状や課題に関する基本認識

本県の学校施設については、築40年以上を経過している建物が全体の約4割を占めており、既に多くの施設で老朽化が進行していることや高等学校の生徒数が減少傾向にあることなど社会情勢等の変化を踏まえ、施設整備や維持管理の適正化を図ることが重要と認識しています。

（2）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・各施設で実施している消防法第17条第1項および建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく法定点検や、佐賀県長寿命化指針に基づく日常点検を行い、点検結果を一元化して管理します。

②維持管理・更新等の実施方針

- ・今後も維持すべき施設は、劣化状況調査及び修繕・改修履歴等を基に各学校の状況を把握し、適切なメンテナンスサイクルを構築のうえ、長寿命化を図ります。

③安全対策の実施方針

- ・点検・診断等を実施し、常に施設の状況把握に努めることで、施設の異常個所の早期発見、予防保全に努めるとともに、その情報の蓄積を図りながら保全計画等に活用し、必要な対策を講じます。
- ・また、既に多くの施設で老朽化が進行していることから、危険性の高いものについては、優先的に改修工事を実施します。

④耐震化の実施方針

- ・既存施設の耐震化については実施済みであり、新たな学校施設においても耐震要求性能を満たすよう対策を講じます。

⑤長寿命化の実施方針

- ・不具合が出てから行う従来の「事後保全型」の施設整備ではなく、施設をより長く使用するため、予め機器の更新や部位の改修時期を定めて機能回復を行う大規模改修・部位別改修や、計画的に機能や性能を向上させる長寿命化改修を行う「予防保全型」の施設整備を実施します。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが利用しやすい、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や、建物の高断熱化、照明のLED化等による施設の省エネルギー化を推進します。

⑧統合や廃止の実施方針

- ・学校施設の規模や配置については、今後の生徒数の減少や社会情勢等、教育施策に関する計画の改正等に応じて、適切な整備を図っていきます。

⑨総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・教育庁及び学校の施設担当の適正な配置を行うとともに、管理業務において必要な知識・業務経験の共有化を図るなど教育庁各課及び学校現場と連携して維持管理の最適化を図ります。

3. 一般財産（警察施設等）

（1）現状や課題に関する基本認識

- ・警察施設は、令和2年3月末現在で、建設後30年以上を経過した建物の割合は46.8%ですが、このまま推移すると10年後には75.5%、20年後には92.8%となり、老朽化が急速に進むことが見込まれます。
- ・交通安全施設は、施設の更新整備を進めていますが、現在、更新基準を超えている施設もあり、今後、老朽化した施設の多くが更新時期を迎えることとなります。

（2）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・警察施設は、建築基準法（昭和25年法律第201号）による点検のほか、国土交通省が発刊する「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」等を活用した職員による日常点検の充実を図ります。
- ・交通安全施設は、定期的な点検を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録し、次の点検に活用するメンテナンスサイクルを構築します。

②維持管理・更新等の実施方針

- ・警察施設は、庁舎等が狭あい化している施設や治安情勢の変化により設置の位置が不適当となっているもの等、長寿命化改修が困難なものを除いて、計画的な整備により不具合を未然に防止する予防保全の考え方に基づき、維持管理・修繕・更新等の計画を作成し、実施します。
- ・交通安全施設は、現在、メーカーの設計寿命のみに準拠することなく、故障発生率が高くなる使用年数等に応じた更新基準を設定した上で、計画的な施設管理を行っているところですが、今後はこれに加え、施設の状態を加味し、健全性が十分に維持されている施設については、更新周期を更に引き延ばすなど、見直しを図ります。

③安全対策の実施方針

- ・警察施設は、危険性が認められる建築物が生じた場合は、施設利用者の安全を最優先にして必要な応急措置、立入禁止の措置等を行うとともに、優先的に改修工事を実施します。

④耐震化の実施方針

- ・警察施設は、各施設の耐震化は実施済みですが、新たな施設において必要がある場合は、耐震要求性能を満たし、また、天井材や設備機器等の落下物が生じないよう対策を講じていきます。

⑤長寿命化の実施方針

- ・警察施設は、長期的に考えて、「維持」（改築、改修）が必要な建物については、老朽化対策を実施することにより長寿命化を図り、目標使用年数まで使用し、建替・集約を検討します。
- ・交通安全施設は、点検、補修、更新等のデータベース化と管理の充実を更に推進するとともに、点検結果や経過年数等を踏まえた防錆等の補修や補強を施すことで、施設の機能維持・向上を図ります。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・警察施設は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図っていきます。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・警察施設は、施設の改修及び更新に際しては、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入や、建物の高断熱化、照明のLED化等による施設の省エネルギー化を推進します。

⑧統合や廃止の実施方針

- ・警察施設は、「規模等の見直し」となった建物については、集約・廃止等を検討し、必要最小限の維持管理を行い、不用となった施設については、転用又は民間への売却などの検討を行います。
- ・交通安全施設は、交通環境の変化等により設置基準に該当しなくなった信号機については、計画的に撤去を進めます。

⑨総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・警察施設は、治安情勢や社会情勢等により、警察施設に求められる機能や水準は変化していくことから、点検結果等を踏まえ、各施設の管理者と連携して施設管理の最適化を図ります。

4. 舗装

(1) 現状や課題に関する基本認識

佐賀県が管理する舗装延長は約 1,663 km (R2 年度末現在) となっており、道路施設の一つである舗装は、他の道路施設とは異なり、供用後に車両の走行に伴う交通荷重を繰り返し受けることで、破損や劣化が進行することから、その性能を管理していくため適切に点検・診断を行う必要があります。

舗装の維持・修繕は長期的かつ持続的な事業であり、限られた予算の中で計画的・効率的に取り組む必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・効率的な路面の維持管理を行うため、「佐賀県舗装設計要領」に基づき、路面性状（ひびわれ、わだち掘れ、平坦性）を測定し、舗装の維持管理指数として用いる MCI 値を求め、補修履歴の収集、さらにこれらを解析し、劣化予測式を立式し修繕・更新を行います。

②維持管理・更新等の実施方針

- ・路面性状調査の劣化予測に基づき、舗装の修繕候補区間の選定の目安となる MCI 値 3.5 以下を修繕・更新の対象とすることを基本とします。

③安全対策の実施方針

- ・日常の道路巡視により、道路利用者への被害の可能性があるポットホール等については、穴埋め等応急的な措置を行い、道路通行の安全性の保持に努めます。
- ・また、道路利用者の安全な通行に支障する恐れが認められた場合は、直ちに通行止めを実施し適切な対策を講じることとします。

④長寿命化の実施方針

- ・舗装のさらなる延命及び舗装補修費のコスト縮減を図る観点から、修繕等の実施については、「平成 25 年 12 月 佐賀県舗装の維持・修繕マニュアル（案）」により実施するものとします。

⑤ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・市街地や住宅地周辺等の歩行者の利用が多い場所など、ユニバーサルデザイン化を進め、高齢者や障害者等、道路を利用するすべての人が使いやすい道路環境の整備に取り組んでいきます。

⑥統合や廃止の推進方針

- ・道路舗装は、各地域において日常生活、地域の産業及び観光を支える社会資本の一つであるため、統合や廃止は困難と考えますが、道路交通網の見直しにより、利用が見込まれない場合には廃止等の検討も行います。

⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・道路ストックの老朽化が進む中、持続可能なメンテナンスサイクルを実施する維持管理体制の構築が重要であり、管理者として必要な知識と技能を習得するため、メンテナンスに関する研修等に積極的に参加します。

5. トンネル

(1) 現状や課題に関する基本認識

佐賀県が管理する道路トンネルは16本、そのうち建設後30年以上経過したトンネルが6本となっており（R2年度末現在）、今後老朽化がさらに進むものと思われま

す。
また、トンネルの変状要因は、老朽化によるものの他、地山条件等の自然的要因によるものや、施工不良等の人為的要因によるもの等様々です。

道路トンネルは交通ネットワークを構成する重要な構造物であるため、適切なメンテナンスサイクルの構築に向けた取り組みを進める必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・「佐賀県道路トンネル点検マニュアル」に基づき、5年に1回、近接目視による点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断します。

②維持管理・更新等の実施方針

- ・修繕・更新については、点検・診断の結果、損傷の原因等を踏まえ、トンネル毎の維持管理費用を算出し、中長期的な管理計画を策定します。
- ・点検・修繕を最優先とし、「佐賀県道路トンネル点検マニュアル」等に基づく計画的な点検・診断・修繕・更新を実施し、トータルコストの縮減・平準化を図ります。

③安全対策の実施方針

- ・点検・診断の結果、道路利用者への被害の可能性のあるトンネル本体の変状、道路

付属物等の取り付け状態等の異常が確認された場合は、通行止めを行い道路利用者の安全を図ると同時に、コンクリートのうき・剥離部の撤去や取付状態の改善を行う等の応急措置を行います。

④長寿命化の実施方針

- ・県が管理する道路トンネルについて、適切な維持管理費用の把握・低減を図るために、過年度の点検結果や国が定める統一的な基準および5年に1回の頻度で近接目視により点検を行うことを踏まえて、中長期的なトンネル管理計画を定め、長寿命化を図ります。

⑤脱炭素化の推進方針

- ・トンネル設備の改修・更新時における照明灯のLED化により、施設の省エネルギー化を図ります。

⑥統合や廃止の推進方針

- ・道路トンネルは、各地域において日常生活、地域の産業及び観光を支える社会資本の一つであるため、統合や廃止は困難と考えますが、道路交通網の見直しの際には集約・撤去等の検討も行います。

⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・道路ストックの老朽化が進む中、持続可能なメンテナンスサイクルを実施する維持管理体制の構築が重要であり、管理者として必要な知識と技能を習得するため、メンテナンスに関する研修等に積極的に参加します。

6. 橋梁

(1) 現状や課題に関する基本認識

佐賀県が管理する道路橋は約3,168橋（R2年度末現在）あり、30年後には建設後50年以上経過したものが全体の79%を占めています。

今後、これら老朽化する道路橋の維持管理費は増大していくことが見込まれますが、橋梁は、交通ネットワークを構成する重要な構造物であるため、安全性、コスト縮減及び予算の平準化を主眼とした、適切なメンテナンスサイクルの構築に向けた取り組みを進める必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・「佐賀県橋梁点検マニュアル」に基づき、日常点検（道路パトロール）を週 2 回程度実施し、定期点検を 5 年に 1 度のサイクルで実施します。
- ・また、震度 4 以上の地震が発生した場合等には、異常時点検を実施します。点検結果等の情報は、「佐賀県橋梁維持管理システム」で一元的に管理することで、リアルタイムに橋梁の状態を把握し、適宜「佐賀県橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行います。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・修繕を最優先とし、「佐賀県橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な点検・診断・修繕・更新を実施し、トータルコストの縮減・平準化を図ります。

③安全対策の実施方針

- ・点検・診断の結果、道路利用者への被害の可能性がある損傷等を確認した場合は、必要に応じて通行止め等の規制を実施するとともに早急に措置を行い、道路利用者及び第三者への安全性の保持に努めます。

④耐震化の実施方針

- ・全ての管理橋梁が、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋等の甚大被害を防止するレベルになるよう、必要に応じて耐震補強を実施します。
- ・なお、災害時の緊急輸送路となる道路等必要性がある施設については、維持管理・修繕・更新等の機会に優先して耐震化を行います。

⑤長寿命化の実施方針

- ・保全の考えを取り入れた「佐賀県橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な点検・診断・修繕・更新を行うことで、橋梁の長寿命化を図ります。
- ・また、計画と実績の検証を適宜行い「佐賀県橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを図ることにより、最適な維持管理を実施します。

⑥脱炭素化の推進方針

- ・橋梁設備の改修・更新時における照明灯の LED 化により、施設の省エネルギー化を図ります。

⑦統合や廃止の推進方針

- ・道路橋梁は、各地域において日常生活、地域の産業及び観光を支える社会資本の一つであるため、統合や廃止は困難と考えますが、道路交通網の見直しの際には集約・撤去等の検討も行います。

⑧総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・道路ストックの老朽化が進む中、持続可能なメンテナンスサイクルを実施する維持管理体制の構築が重要であり、管理者として必要な知識と技能を習得するため、メンテナンスに関する研修等に積極的に参加します。

7. 大型道路附属物

(1) 現状や課題に関する基本認識

佐賀県が管理する大型の道路附属物（横断歩道橋、門型施設、大型カルバート等）は、約 49 施設（R2 年度末現在）あり、30 年後には建設後 50 年以上経過したものが全体の 96%を占めています。

さらに、鋼材の腐食などによる第三者被害などの事象も想定されるため、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となっています。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・施設ごとの定期点検要領等に基づき、5 年ごとに点検・診断を実施し、結果の整理を行う。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・長寿命化計画に基づき、計画的な点検・診断・修繕・更新を実施し、トータルコストの縮減・平準化を図ります。

③安全対策の実施方針

- ・点検・診断の結果、道路利用者への被害の可能性がある損傷等を確認した場合は、早急に措置を行い、道路利用者及び第三者への安全性の保持に努めます。

④長寿命化の実施方針

- ・保全の考えを取り入れた長寿命化計画に基づき、計画的な点検・診断・修繕・更新を行うことで、施設の長寿命化を図ります。

⑤脱炭素化の推進方針

- ・施設の改修・更新時における照明灯の LED 化により、施設の省エネルギー化を図ります。

⑥統合や廃止の推進方針

- ・横断歩道橋など、同様な機能を持つ複数の施設が近接している場合には、社会情勢の変化や県民ニーズなどを総合的に勘案し、施設の必要性を判断しながら、施設の統合や廃止を行う。

⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・道路ストックの老朽化が進む中、持続可能なメンテナンスサイクルを実施する維持管理体制の構築が重要であり、管理者として必要な知識と技能を習得するため、メンテナンスに関する研修等に積極的に参加します。

8. 河川

(1) 現状や課題に関する基本認識

低平地や地盤沈下区域において、有明海の潮位の影響により排水不良となる河川には、昭和 50 年代から多数の排水機場や水門等が設置されてきており、今後、耐用年数を超過する施設が加速度的に増加します。

経過年数の増加に伴う老朽化により、修繕・更新が必要となる施設が増加し、施設の維持管理に要する費用の増大が懸念されます。このため施設の信頼性を確保しつつ、効率的・効果的な維持管理を実現することが急務となっています。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・「河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル」や「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル」等を参考に月点検・年点検を実施し、損傷の早期発見、設備全体の信頼性確保と機能保全を図ります。
- ・設備において実施した点検・整備・更新の履歴については継続的、系統的に帳票に記録・収集し、その後の点検・診断や長寿命化計画の見直しに反映させます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・予防保全的な維持管理・修繕・更新を実施することにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・また、実施にあたっては予算の平準化を図り計画的に取り組んでいきます。なお、維持管理・修繕・更新等の履歴については、集積・蓄積し、長寿命化計画の見直しに反映していきます。

③安全対策の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、直ちに供用を停止し、早急に対策を講じ機能回復に努めます。
- ・また、排水機場等の河川管理施設は浸水被害軽減のための重要な施設であり、継続的に機能を確保していく必要があります。

④耐震化の実施方針

- ・既存施設においては、設置当時の耐震設計基準に基づき建設されていますが、今後、必要となるものについては耐震化を検討していきます。

⑤長寿命化の実施方針

- ・規模が大きく重要度が高い施設においては、長寿命化計画に基づいた予防保全対策による施設の長寿命化を計画的に行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。また、他の施設においても消耗材等定期的な交換に努めるとともに、点検で異常が確認された場合は、その都度対策を講じ施設の長寿命化を図ります。

⑥脱炭素化の推進方針

- ・排水機場や水門の改修・更新時における照明のLED化により、施設の省エネルギー化を図ります。

⑦統合や廃止の推進方針

- ・排水機場等の河川管理施設は、各地域における浸水被害軽減のための重要な施設であることから、統合・廃止は困難と考えており、適切な維持管理を実施して継続的に機能を確保していく必要があります。

⑧総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・操作員や職員を対象とした講習会により、施設操作の習熟度向上を図ります。また、年点検を専門業者に委託し、施設の状況の的確な把握に努めます。

9. ダム

(1) 現状や課題に関する基本認識

県営ダムは、県の西部地区に集中しているため、武雄市にあるダム管理事務所で統合管理を行っています。

流域ごとの河川整備計画等に基づいて設置した施設であり、現在の施設数及びその規模については適正であると考えています。

ダムは、老朽化に伴い定期的に堰堤改良を行って機能を保全していく必要があるため、維持管理・更新費用の増大が懸念されます。

利水者負担（上水・工水）がある多目的ダムが10ダムあり、維持管理・更新の費用が利水者（市町）の負担となっている面もあることから、県はその軽減についての配慮を求められています。

（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・ダムの適切な維持管理を行うため、「河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）」に基づいて、ダムごとに定めている点検整備基準等により、日常管理における巡視・点検と、中長期的な観点からの点検・検査等を組み合わせた PDCA サイクルを構築し、より効果的・効率的に維持管理を実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・土木構造物、機械設備、電気通信設備や貯水池周辺斜面等により構成されるダム施設の維持管理を適切に行うために、それぞれの施設・設備を構成する部位や機器の劣化・損傷等が、施設・設備の安全性や機能に与える影響の度合いを踏まえて、対策の必要性や優先度を判断します。
- ・維持管理・修繕・更新にあたっては、それぞれの施設・設備のトータルコストの縮減・平準化を考慮し、計画的に行うことにより、ダムの安全性及び機能を長期にわたり保持します。

③安全対策の実施方針

- ・施設の安全な利用に係わる異常が認められた際には、まずは安全対策を講じたうえで、速やかに機能回復に努めます。

④耐震化の実施方針

- ・ダム建設時の基準にもよりますが、現状で一定の耐震性能は有していると考えられます。
- ・H17年に国土交通省より、「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針(案)」が出されていますが、現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動として定義されたレベル2地震動に対する照査であり、その照査については国の動向等を注視するとともに、必要に応じて耐震化を検討します。

⑤長寿命化の実施方針

- ・現在は、各ダムで定めている点検整備基準等に基づき日常の点検等を実施し、点検結果等を踏まえつつ補修や設備の更新等を行い、ダムの安全性及び機能を長期的に

保持するように努めています。

- ・今後、より効果的・効率的に長寿命化を推進していくために、点検結果や健全度の評価等を踏まえた中長期的な維持管理方針を定めた個別の施設計画に基づき、保全対策を実施していきます。

⑥脱炭素化の推進方針

- ・ダム設備の改修・更新時における再生可能エネルギー設備の導入検討や、建物の断熱性能の向上、照明のLED化により施設の省エネルギー化を図ります。

⑦統合や廃止の推進方針

- ・各ダムの持つ治水機能については、各々の流域に応じた役割を果たしており、他の施設との統合は考えていません。また、代替施設無しでは施設の廃止は考えられません。
- ・利水（上水・工水）機能については、社会情勢等の変化により、需給に余剰が生じた場合には、他事業者や他用途への転用等有効活用が図られるよう利水者に働きかけます。

⑧総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・操作員や職員を対象とした講習会により、施設操作及び管理全般について習熟度向上を図ります。
- ・また、専門業者に詳細な定期点検を委託する等、施設の状況の的確な把握に努めます。

10. 海岸

（1）現状や課題に関する基本認識

海岸保全施設は海岸法が施行された昭和31年以降に整備されたものが多く、今後、急速な老朽化が見込まれています。

これまでは、老朽化に対する健全度の把握が十分に行われていないため、事後的な修繕等を行ってきましたが、平成26年6月の海岸法改正により、海岸管理者が管理する海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕の責務が明確化されたところであり、今後、予防保全の視点に立った維持管理を行うため、点検・診断の実施を促進する必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・適切な維持管理を行ううえで参考とする「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づいて点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの点検・診断等により得られた施設の状態を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・修繕・更新等を行う際は、その施設の必要性について検討し、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を行う等、戦略的な取組を推進します。
- ・維持管理・修繕等の実施に当たっては予防保全型維持管理を前提とし、トータルコストの縮減・平準化を目指します。
- ・また、維持管理・修繕・更新等を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築します。

③安全対策の実施方針

- ・点検・診断等により危険性が認められる施設については、直ちに施設の供用を停止する等、対策が完了するまでの間の安全を確保します。

④耐震化の実施方針

- ・構造上の要件として想定地震に耐える構造であることや施設の高さが想定津波高より高いこととされており、今後、点検・診断の際に耐震に関する診断も実施し、必要に応じて耐震化を行います。

⑤長寿命化の実施方針

- ・対象施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした長寿命化計画に基づき各施設の長寿命化を行います。
- ・なお、災害等による施設の破損については、被災時の調査により状態を把握し、災害復旧事業や、少額の場合は県単独費により、適切に機能回復を図るとともに、定期的に交換が必要となる消耗材等については、日常点検で異常等を確認した際、その都度、事後保全対策を実施します。

⑥脱炭素化の推進方針

- ・排水機場や樋門の改修・更新時における照明の LED 化により、施設の省エネルギー化を図ります。

⑦統合や廃止の推進方針

- ・海岸保全施設は各々の地形や環境に応じた機能を果たしており、他の施設との統合は考えていません。また、代替施設無しでは施設の廃止はできません。

⑧総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・施設の安全を確保するためには、基準や法令を管理者が正確に理解して、的確に実行することが不可欠です。そのため、長寿命化計画に基づき各施設の長寿命化を行うとともに、専門業者による定期点検や、新技術の導入等を行いながら、長寿命化計画の見直しも行っていきます。

1 1. 砂防

(1) 現状や課題に関する基本認識

砂防施設は、完成から 50 年以上経過した老朽化している施設が多く存在しており、今後、維持管理・更新に係る費用の増大が見込まれます。

このため、平成 25 年度に実施した緊急点検結果をもとに、今後の維持管理・更新費用を把握し、効率的・効果的な維持管理を実現する必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・各施設の維持管理を行う上で参考とする要領等に基づき点検・診断を行い、各施設の機能保全計画を策定し、適宜、対策を実施します。
- ・また、これまでの点検結果と併せてデータを構築・検証し、今後の点検・診断や保全計画の見直し等に活用するという、「メンテナンスサイクル」の構築を図ります。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・砂防施設の維持管理・修繕・更新については、予防保全型維持管理を前提として、トータルコストの縮減・平準化に取り組みます。
- ・また、施設の老朽化の程度により更新対象施設を絞り込みます。
これまでの点検結果と併せてデータを構築・検証し、今後の点検・診断や保全計画

の見直し等に活用するという、「メンテナンスサイクル」の構築を図ります。

③安全対策の実施方針

- ・点検・診断等により危険性が認められる施設については、施設の利用状況を考慮し、補修や更新等の対策を実施するとともに、周囲への立ち入りを禁止する等、対策が完了するまでの間の安全を確保します。

④耐震化の実施方針

- ・過去に発生した大きな地震においては、砂防堰堤を喪失し、その被害が原因で周辺家屋等に直接的な災害や二次災害を引き起こすような重大な事案は発生していませんが、今後必要となるものについては耐震化を検討していきます。

⑤長寿命化の実施方針

- ・対象施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした長寿命化計画に基づき砂防関係施設の長寿命化を実施します。

⑥統合や廃止の推進方針

- ・砂防施設は各々の地形や環境に応じた防災機能を果たしており、他の施設との統合は考えていません。また、代替施設無しでは施設の廃止はできません。

⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・砂防事業に携わる職員に対し、砂防施設の維持管理に関する技術研修等を充実し、技術者の育成を図ります。
- ・また、専門業者に定期点検を委託するとともに、新技術の導入を推進しながら機能保全計画の見直しを行います。

12. 治山

(1) 現状や課題に関する基本認識

治山施設は昭和20年代から多数設置されてきており、今後、老朽化していく施設も増加することから、施設の経年劣化や損傷、近年の気候変動・大規模災害リスク等に備え、施設の点検・診断や機能強化等の対策が必要となります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・施設の機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化を把握するための点検・診断及び災害発生後の緊急点検を「治山施設個別施設計画策定実施要領（平成30年4月）」に基づき実施します。
- ・その結果を基に、必要な対策を適切な時期に着実に実施するとともに、得られた施設の状態を治山台帳に記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理・修繕・更新等の実施に当たっては予防保全型維持管理を前提とし、トータルコストの縮減・平準化を目指します。
効果的・効率的な情報収集や計画的な維持管理・更新等のため、施設の位置情報も含めた各種諸元の電子化（GIS化等）を進めます。
- ・また、点検・診断等の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に着実に実施するとともに、得られた施設の状態を治山台帳に記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築します。

③安全対策の実施方針

- ・点検・診断等により危険性が認められる施設については、直ちに予算措置を行い、維持補修を実施するとともに、周囲への立ち入りを禁止する等して対策が完了するまでの間の安全を確保します。
- ・対策の実施に当たっては、施設周辺の森林の状況や下流保全対象等を考慮し、必要に応じ施設の補修・機能強化等を行います。

④耐震化の実施方針

- ・堤高が15m以上の重力式治山ダム及び保全対象に甚大な影響を及ぼす恐れのある場合、地震動を考慮した安定計算により安定性を確認しなければならないとされていますが、現在、管理している治山ダムについては全て15m未満の小規模な施設であり、施工箇所においても、その殆どが奥地の山林であるため耐震化は考えていません。

⑤長寿命化の実施方針

- ・予防保全型維持管理の考え方を前提とした長寿命化計画に基づき各施設の長寿命化を行います。

⑥統合や廃止の推進方針

- ・治山施設は各々の地形や環境に応じた防災機能を果たしており、他の施設との統合

は考えていません。また、代替施設無しでは施設の廃止はできません。

⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・施設の安全性を確保するためには、管理者が基準類を理解し、実行することが不可欠です。また、新技術等によるメンテナンス技術を現場で活用し、最大限の効果を発揮することが求められます。このため、県だけでなく市町の職員等を対象とした研修・講習会の充実を図る必要があります。

13. 農業用施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

農業用ダムは、県が施設を所有し、市町や土地改良区に管理を委託しており、適切に利用されているものの、部分的には老朽化にともなう補修が必要な個所もあります。

このため、H20年度からH23年度にかけて機能保全計画を策定しており、この計画に基づく対策を講じて施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。

また、機能保全計画に基づく施設の監視を実施するとともに、必要に応じ機能診断を行い保全計画の見直しを行う必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・施設管理者（市町、土地改良区）において、「基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル（ダム編）」による点検・診断等を行います。

機能保全計画を策定した施設で、機能診断により対策が必要とされている施設については、対策工事を実施するまでの間、機能保全計画に基づく監視計画により適切な監視を行います。

なお、機能保全計画は必要に応じて見直しを行います。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・機能保全計画に基づき適正な時期に補修を行います。

このため適正な時期に対策ができるように、施設管理者と協議していきます。

また、補修の履歴等の情報については、次期の更新に活用するため施設の更新履歴等を記録します。

③安全対策の実施方針

- ・現時点で、点検・診断により危険性が認められてはいませんが、危険性が認められた場合は、施設管理者と協議し、必要となる補修や更新等の対策を実施して安全対策に努めます。

④耐震化の実施方針

- ・農業用ダムの耐震は、建設当時の設計基準により設計されていますが、現行の基準による照査は行っていません。
今後、耐震照査の必要性について検討したうえで耐震照査が必要と判断した場合は、次期の機能診断時に耐震照査を行います。

⑤長寿命化の実施方針

- ・農業用ダムは、H20年度からH23年度にかけて機能診断を実施し機能保全計画を策定したところです。今後、機能保全計画に基づき長寿命化を図ります。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設管理者と施設の利便性、対策が必要な個所の協議を行い、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようユニバーサルデザイン化の推進を検討します。

⑦統合や廃止の推進方針

- ・今後、農業政策の動向、受益の増減、需要の変化等を見据え、国・市町・土地改良区等関係機関との調整・合意のもと、多角的な有効活用を図ります。

⑧総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・施設所有者（県）と施設管理者（市町、土地改良区）と連携し機能保全計画等に基づき、監視体制等の構築に努めます。

14. 港湾

(1) 現状や課題に関する基本認識

港湾施設は多数、多岐に渡っており、且つ塩害等の影響を受けやすいため、適切な維持管理・更新を実施するためには多くの人員・予算が必要となります。

また、点検・補修を行っていくにあたって、港湾事業に関する技術者の育成・技術の継承を確実に図る必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・点検・診断は、港湾施設の状態を把握し、適切な補修等の判断を行うことを目的とし、「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」において提示されている項目及び方法を基本として、施設の状態や構造特性に応じて適切な方法を適用します。具体的には、日常点検、定期点検・診断等を継続的に行い、施設の老朽化状況を把握します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・補修を実施する施設及び補修内容として、現時点で変状が進行している施設や、早期に対策を施すことでライフサイクルコストの削減が可能な施設を選定し、全体予算の削減と平準化を考慮した上で補修内容を整理します。

③安全対策の実施方針

- ・県が管理する港湾施設において、高度の危険性が認められる施設はありませんが、今後の点検・診断において該当する施設を把握した場合は、直ちに施設の供用を停止する等し、適切な処置を行うまでの間の安全を確保します。
- ・また、今後利用見込みのない施設については、利用の制限・停止等の処置を行います。

④耐震化の実施方針

- ・当県が管理する臨港交通施設である橋梁を耐震補強の対象とし、近い将来発生する可能性がある大規模地震に対して、目標とする耐震性能を設定し、耐震補強の整備を図ります。
- ・その他港湾施設においても、施設の重要度に応じて耐震化を検討します。

⑤長寿命化の実施方針

- ・当県が管理する港湾施設のうち、予防保全型の維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図れる施設については、維持管理を行うために、長期的かつ全体的な視点から各施設の補修のスケジュール及び予算規模を把握することができる、長寿命化計画を策定し、港湾施設の長寿命化を行い、ライフサイクルコスト削減を図ります。
- ・なお、日常点検、定期点検・診断等により施設の状況について確実に把握するとともに、被災時には臨時に調査点検を行い、状況を把握し、災害復旧事業等により施設の復旧を図ります。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・すべての人が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図

ります。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・施設の改修・更新時における港湾施設の照明灯のLED化等により、施設の省エネルギー化を図ります。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・港湾施設の供用を廃止する場合には、まずは利用転換（休憩岸壁や護岸化等）を検討していきます。
- ・老朽化が進み利用が少ない施設については、他施設へ荷役作業を集約する等検討を行います。

⑨総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・港湾施設は多数ありますが、その施設の管理者に、港湾施設の維持管理に必要な知識や技能が不足しているのが実態であるため、国が主催する港湾施設の維持管理に関する技術研修等に積極的に参加します。

15. 漁港

(1) 現状や課題に関する基本認識

利用状況から考えると現在の施設規模は適正であると考えられますが、既存施設は建設から30年以上が経過して老朽化しているものも多く、近い将来に維持管理・更新費用の増大が懸念されます。

そのような中、有明地区においては「日本一の水揚げを誇る養殖海苔」、玄海地区においては「観光資源でもあるイカやマダイ・アジ等の漁獲物」の安定供給を図るため、漁港機能の維持が必要不可欠であることから、今後は、ライフサイクルコストの縮減と対策コストの平準化のための適切な機能保全対策が重要となってきます。まずは、これまでの機能保全計画の見直しと同時に、将来的な維持管理・更新費用の適切な把握が必要となります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・「機能保全計画策定の手引き」や「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」に沿って点検・診断等を実施し、その結果に基づき各施設の機能保全計

画を策定し、計画に沿って機能保全対策を実施します。

- ・また、その後も日常点検や定期点検を実施するとともに、点検で得られたデータを管理・検証しながら、その後の点検・診断及び機能保全計画の見直しに反映させるという、「メンテナンスサイクル」の構築を図ります。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の機能保全対策の実施に際し、今後利用者や利用漁船が減少し充足率に大きな変化が生じた場合等には、地元漁協や市町等と協議し、機能保全対策実施前に、老朽化施設の廃止や施設の集約化等を検討します。
- ・一方、機能保全対策の実施時点で施設存続の必要性が認められる施設については、将来的な財政状況を考慮し、トータルコストの縮減・平準化を図るため、予防保全型維持管理の考え方を取り入れた戦略的な機能保全対策を実施します。

③安全対策の実施方針

- ・点検・診断により高度の危険性が認められた施設については直ちに供用を停止し、施設の機能維持が必要なものについては、供用停止期間中の代替機能の確保を行った上で、補修や更新等の対策を実施します。

④耐震化の実施方針

- ・防災拠点となっている漁港施設については、耐震・耐津波に関する機能診断を実施し、要対策となった場合は機能強化（耐震・耐津波対策）を実施します。

⑤長寿命化の実施方針

- ・対象施設について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき各漁港施設の機能保全対策を実施します。
- ・なお、災害等により破損した施設については、被災時の調査点検により状況を把握し、災害復旧事業等を活用して適切に復旧を行うとともに、定期的に交換が必要となる消耗材等については、日常点検で異常等を確認した際、その都度、事後保全対策を実施します。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・地元漁協や市町等と施設の利便性、対策が必要な個所の協議等を行い、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようなユニバーサルデザイン化の推進を検討します。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・外灯施設の LED 化に引き続き取り組み、施設の省エネルギー化を推進します。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・現段階では、各施設の利用状況から廃止や撤去は困難ですが、今後利用者や利用漁船の減少により充足率に大きな変化が生じ、地元漁協や市町等と協議の結果、老朽化施設等の維持が不要になった場合は、機能保全対策前に、施設の廃止や集約化等を検討します。

⑨総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・日常管理に際し、機能保全計画書に施設の点検方法や点検に際しての留意点等を記載し、管理者はその把握を行った上での確に管理を実施します。
- ・また、専門業者に定期点検を委託するとともに、高度化が期待されるメンテナンス技術の積極的な活用を検討します。

16. 空港

(1) 現状や課題に関する基本認識

平成10年の開港以来、20年以上が経過し、各土木施設の劣化や電源施設等の陳腐化を受け、平成24年度から国庫補助事業により滑走路補修及び電源施設の更新を行っています。

今後も計画的な点検・維持補修が必要であり、国の補助事業等を活用しながら、安全運航の確保に努めます。

なお、空港の供用時間が早朝から夜間に及ぶため、作業可能な時間が限定されることから、計画的な工程管理も必要となります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・空港土木施設の点検は、巡回点検、緊急点検、定期点検及び詳細点検に区分して実施し、点検の結果は、適切に整理、保存し、必要に応じて、空港旅客取扱施設、航空機給油施設等の管理者と情報共有します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・空港土木施設の経常的な維持並びに点検に基づく修繕又は更新を適切に実施し、空港内の施設の供用性、航空機の運航に対する安定性等を確保します。
- ・特に空港の基本施設（滑走路、誘導路及びエプロン）は、空港内の施設の供用性を確保する上で重要な施設であり、航空機の運航に対する影響度が高い施設であることから、施設に求められる性能を保持し続けるための予防保全を実施し、他の施設

よりも高いレベルで管理します。

③安全対策の実施方針

- ・空港土木施設に航空機の安全な運航に影響を及ぼすおそれがある異常が発生した場合は、ただちに当該施設の供用性、使用性を確認し、速やかに関係機関への連絡等の適切な措置を講じます。
- ・また、航空機を安全に運航するための供用性が確保できないと判断した場合は、速やかに応急措置を実施します。

④耐震化の実施方針

- ・地方管理空港である佐賀空港においても、国管理空港と同様の地震動（レベル2）に対応することを目標とします。
- ・平成25年度に実施したレベル1地震動に対する照査では、運用上問題となる変状は生じない結果となりましたが、液状化が生じることが確認されており令和3年度よりレベル2地震動に対する照査を実施し、運用の支障となる変状が予想される結果となった場合は、必要な対策を実施します。

⑤長寿命化の実施方針

- ・空港の基本施設（滑走路、誘導路及びエプロン）をより長く利用できることに繋げるとともに、維持管理費等のトータルコストの縮減や歳出予算の平準化に資することを目的とし、平成26年度を初年度とした30年間を計画期間とする「佐賀空港維持管理・更新計画」を作成しており、定期点検の結果等を踏まえ、5年程度を目安として見直しを図ります。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・施設の改修・更新時における再生エネルギーの導入検討、航空灯火等の照明灯のLED化等により、施設の省エネルギー化を図ります。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・県では地域の発展のために空港の更なる利活用を図る取組（既存路線の増便、新規路線の誘致）を進めており、また新たな利活用に結び付くよう施設の拡充にも取り組んでいきます。このため、今の段階では統合や廃止については考えていません。

⑨総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・平成 26 年度から、地方空港管理者等の職員を対象とした航空局及び国土技術政策総合研究所における維持管理に関する研修について、内容の充実と傘下組織数・人数の拡大が図られることとなっており、関係職員の積極的な参加に努めます。

17. 公園

(1) 現状や課題に関する基本認識

県管理の都市公園は、佐賀城公園（S36 開園）、森林公園（S43 開園）、吉野ヶ里歴史公園（H13 開園）の 3 公園があります。

公園の施設は、園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設に区分されますが、橋梁、遊具、建物、設備等多種多様であり、県管理公園においてもそれぞれの公園の特色に応じて、これまでに多数の施設が整備されてきました。

そのような中、公園を訪れる多数の人々が安全に安心して施設を利用できるよう、また既存の公園施設ストックの有効活用を図り、効果的・効率的な維持管理を行っていくために、平成 26 年度に「佐賀県公園施設長寿命化計画」を策定しています。

今後、公園施設長寿命化対策支援事業の交付金事業等を活用しながら、公園施設の維持管理・更新を計画的に進めていく必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・「佐賀県公園施設長寿命化計画」の策定に先立ち、施設に応じたマニュアルに基づき、専門業者が健全度調査を実施し、その結果を基に施設毎の劣化状況や安全性を考慮したうえで、総合的な判定（4 段階評価）を行っていますが、今後の点検・診断等においては「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（平成 27 年 4 月国交省策定）を踏まえ実施していきます。
- ・また、予防保全型管理を行う公園施設については、5 年毎に実施する健全度調査を基に見直しを行うこととするとともに、指定管理者が行う日常点検や専門業者が行う定期点検において異常が発見された場合は、その都度、健全度調査を実施して総合的な判定を行います。
- ・さらに、事後保全型管理を行う公園施設については、使用見込期間に達した施設であっても、異常が見られない場合には施設の更新を行う必要がないため、適時・適切な点検・診断に努めていきます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・「佐賀県公園施設長寿命化計画」に基づき、既存の公園施設ストックの効果的・効率的な維持管理・更新を行います。
- ・また、健全度調査等の点検・診断や、施設の新設・補修・撤去・更新等の履歴を適切に記録するとともに、適宜、必要に応じて長寿命化計画の見直しを行っていきます。

③安全対策の実施方針

- ・各公園の指定管理者による日々の日常点検や、専門業者による定期点検で公園施設の異常が発見された場合には、その利用を中止するとともに立入禁止措置等を行い、利用者の安全対策を図ります。
- ・特に遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国交省）や「遊具の安全に関する基準」（日本公園施設業協会）に基づく点検を確実に実施していきます。

④耐震化の実施方針

- ・県営球場等の既存の建築物については耐震設計基準により建設されていますが、今後も基準改訂等により必要が生じたものについては、その都度、耐震化を図っていきます。

⑤長寿命化の実施方針

- ・事後保全型管理を行う公園施設は、求められる機能が確保できなくなった時点で撤去や更新を行うとともに、予防保全型管理を行う公園施設については、その施設毎に必要な健全度を維持するための適切な補修等を行い、計画的に施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・公園のユニバーサルデザイン化を進め、利用者が安全に安心して活用することができる公園環境の整備に取り組んでいきます。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・公園施設の改修・更新時における園路・運動施設等の照明灯のLED化により、施設の省エネルギー化を図ります。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・公園内空間を有効に活用するため、利用者の少ない公園施設については、老朽化に伴い修繕・更新を検討するタイミングで、統合や廃止についても検討します。

⑨総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・指定管理者制度を導入しているため、職員と指定管理者との間で綿密な情報共有を行う体制を構築し、日常点検や定期点検を適切に実施し、管理していきます。
- ・国等が実施する公園施設の維持管理・点検等に係る情報提供の場や講習会について、職員及び指定管理者は積極的に参加し、維持管理に関する技術の向上に努めます。

18. 住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

佐賀県が管理する県営住宅は、令和2年度末現在、67団地、約6,600戸となっており、そのうち、昭和40～50年代に建設された大量の住宅（全体の約70%）が修繕の時期を迎えています。また、あわせて入居者の高齢化（約40%）も急速に進んでいる状況です。

このため、既存県営住宅の有効活用及び効果的・効率的な維持管理を目的として、平成30年度に改定した「佐賀県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕や建替等を推進するとともに合わせてバリアフリー化等を実施する必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

- ・建築基準法令に基づき、3年に1度、構造や建築設備等についての定期点検を適切に実施し、安全性を確認します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・「佐賀県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建設年度や老朽度等を考慮のうえ既存県営住宅の効率的かつ計画的な維持・管理を推進します。あわせて、維持管理や修繕等の経歴を適切に保存及び継承することにより、修繕に要するコストの縮減や今後の維持管理に生かします。

③安全対策の実施方針

- ・定期点検の結果等により危険性が認められた住宅については速やかに対処することで、入居者の安全・安心の確保に努めます。

④耐震化の実施方針

- ・既存県営住宅のうち耐震性が不足している1団地については、用途廃止に向けて周

辺の住宅との集約化や統廃合等、総合的な検討を進めます。

⑤長寿命化の実施方針

- ・「佐賀県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な時期に計画的に修繕を行い、既存県営住宅の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減を目指します。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・エレベータや手すりの設置、段差解消など、県営住宅の入居者が安全に安心して生活ができるようユニバーサルデザイン化に取り組んでいきます。

⑦脱炭素化の推進方針

- ・県営住宅の改修・更新において建物の断熱性能の向上や照明のLED化等による施設の省エネルギー化を図ります。

⑧統合や廃止の推進方針

- ・「佐賀県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した住宅の建て替えや小規模な団地等の統廃合及び用途廃止の推進に努めます。

⑨総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・県営住宅の管理については、指定管理者制度を導入しているため、担当職員と指定管理者との間で、綿密な情報共有を行う体制を構築し、日常点検や定期点検を適切に実施のうえ管理を行います。
 - ・同時に国が実施する説明会や講習会等にも積極的に参加し、維持管理に関する知識や技術の習得に努めます。
- また、県内自治体で構成する「佐賀県地域住宅協議会」を活用し、市町との情報交換にも努めます。